

武庫川水系河川整備計画（原案）等の修正案（8月17日時点）とこれに対する委員意見の整理表

注 1) 整理番号の欄の番号の種別：「1, 2, 3…」：第 60 回資料 4-2：武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する委員意見で「C 修正」に分類した意見、「(1)、(2)、(3)…」：第 65 回流域委員会資料 2：第 60 回～第 64 回流域委員会における審議結果の整理表（案）の修正対応等に記載のある事項、「①、②、③…」：県が自主的におこなう修正、「1、2、3…」：その他左記以外の修正意見」で区分。

注 2) 整理状況の欄の番号の種別、「A：県の修正案に対し意見なし（済）」、「B：県が対応を検討中」、「C：論点審議済であるが再審議が必要」、「D：論点審議が未了」、「E：取扱未定」で区分。

注 3) 青字は、第 107 回運営委員会（8/9）で新たに追加した委員意見（審議結果の整理表、論点意見書、委員会での発言等）と県の修正案。赤字は、第 108 回運営委員会（8/17）で新たに追加した委員意見（8月9日時点修正案に対する修正意見書等）と県の修正案。緑字は、第 108 回運営委員会（8/17）以降に新たに追加した委員意見（8月17日時点修正案に対する修正意見書等）。

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無 (該当頁)	整理状況
1	河川整備計画の実施	④ 4 修	<p53 表 4.1.3> 「河川整備計画の実施概要」表 4.1.3 中の整備計画「前期」「後期」という記載を削除し目安の点線のみを記す。備考に明記のとおりわかりやすくするための記載であるならば、無用の混乱を生じさせる記載は避けるべき。(整備計画の中がさらに計画上前期・後期の2段階に分割されているように誤解される)	中川委員	河川整備計画(原案)53頁の表 4.1.3 河川整備計画の実施概要では、整備予定時期をわかりやすく示すために、20年間の整備期間を前期・後期の10年毎に分けて記載したものであり、誤解の無い表記になっているのではないかと考えています。	なし	D
		修正意見書 (7/12)	1 P53「前期」「後期」の字句を「1～10年」「11～20年」に修正 〔修正の理由〕 県の考え方に示された趣旨（10年毎）は上記修正案表記の方が明確。前期・後期の区分が10年であることは原案上ではわからず、読み手によってどのようにでも解釈可能。なお、整備計画において「前期」「後期」は法的に存在しない。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P53)	
		修正意見書 (8/9)	2 <p53 表 4.1.3> 〔具体の修正案〕 二重線で消した部分を復活させる。 〔修正の理由〕 表 4.1.3 は、整備計画の体をなしていない（と私自身考える）本計画全体において、政策手段と期間内の整備目標、そしてかろうじて整備のプロセスが記載されている貴重な内容を含んでいる。そこからさらに情報量が削減されることに納得ができない。	長峯委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P53)	
		修正意見書 (8/17)	3 〔修正の理由〕 整備の考え方の項は既に意見書でも述べているように、5年単位程度で整備計画実施時の修正、書き込みが出来る形式にしておくべき。従来の決められた様式にこだわることはない。 【⑩にも関連】	岡田委員	未	未	
30	河川整備計画の実施	修正意見書 (7/12)	原案 P.53 表 4.1.3 河川整備計画の実施概要の中、整備の考え方の項を5年単位程度に改めて計画を立て、経過後見直して再計画できるように表を作成し直す。	岡田委員	「整備の考え方」は、事業の優先度を明確にするために表記したものであり、工事工程を示すものではありません。ご指摘の5年単位程度といった工事工程は、詳細設計等を踏まえて、事業実施段階で検討します。	なし	D

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(7/28)	1 P, D, C, A の考え方を組み入れて、5年ごとに計画を見直して再設定する。 〔意見追加の理由〕 内容の各項目ごとに完成を目指しても、目標通りに行く事は困難である事が多いので、5年ごとにチェックして書き換えが可能な書式にしておくの方が分かり易い。	岡田委員	同上	なし	
		修文意見書(8/9)	2 〔具体の修文案〕 たとえば5年単位の整備目標、整備のプロセス、あるいは整備のスケジュールを示すことは必要なことである。必ずしも5年でなくてもよいが、5年というのは、全体が20年計画であることから、一区切りとしては分かりやすい。 〔修正の理由〕 県は、整備計画は「工事工程を示すものではない」と回答しているが、具体的な工事工程を求めているのではない。これは“整備計画”なのであるから、20年後の整備目標、そこに到達するまでの途中時点での整備目標、その目標を実現するための整備内容・整備プロセスを示すことは当然である。そうでないとすれば、どうやってPDC Aのサイクルを取り入れようというのか、まったくもって理解できない。他の河川の整備計画を含めて、現状は整備計画という名称の20～30年間の基本方針レベルの内容となっている。どこかでこの間違っただけの計画作りの実態を改める必要がある。	長峯委員	武庫川では、計画の途中段階の整備予定時期をわかりやすく示すために、原案 p53 に「表 4.1.3 河川整備計画の実施概要」を記載しました。このような記載は他の河川整備計画にはなく、委員のご意見の一部も反映できているのではないかと考えています。 ただ、詳細な地形測量、残土処分等の関係機関協議、工事の詳細設計及び施工計画の作成、工事の影響を受ける住民等との協議ができていない現時点では、5年単位の整備予定時期を示すことは現実的でないため、記載していません。	なし	
		修文意見書(8/17)	3 〔具体の修文案〕 原案 P. 53 表 4.1.3 「整備の考え方」は P, D, C, A の考えを取り入れて、5年毎の時間軸に編成する。 〔修正の理由〕 今までの意見書で述べたように整備計画実施時事に使用可能なものに準備することが必要。 (原案)は実際の「整備計画」での使用を前提として策定すべきで、事業実施段階以前にその態勢が出来ていなければならない。 【⑱にも関連】	岡田委員	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	4 〔具体の修文案〕 より具体的な個々の整備内容と整備開始予定時期、整備完了予定時期を記載すべきである。 〔修正の理由〕 「たとえば5年」という数字は区切りがよい、ということで例として出しているだけで、3年でも6年でもそれは構わない。20年間の整備計画を何段階かに分けて、その進行プロセスを示すべき、ということが肝要なことである。さもなければ、計画の進行管理という発想自体がそもそも成り立たない。「詳細な地形測量」や「住民等との協議が出来ていない」ため、「整備予定時期を示すことは現実的でない」と言っているが、あくまで現時点での目標としての「整備予定時期を示す」ことが計画には必要である。また具体的な地名とか詳細な測量といった実施計画レベルのことは書くべき、と言っているのではない。政策体系で言えば、その一段階上のレベルのことである。	長峯委員	未	未	
100	河川整備計画の実施	修文意見書(7/28)	<p1 第1章 はじめに 最終段落 追記> 実施にあたっては、Assess(事前評価)、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮するとともに、 〔意見追加の理由〕 河川整備計画の実施事項は治水、利水、環境の3側面に分けて記載されているが、これらは相互に関係するので、他の側面への影響について事前評価をしてから計画に入る必要がある。これは実施後の点検・評価と組み合わさって適切なサイクルを構成する。	奥西委員	100-1に移行したため済み。	なし	A
		修文意見書(8/9)	1 〔具体の修文案〕 ※100の修文意見に対する修正意見 実施にあたっては、 <u>河川改修工事が環境・利水に悪影響を及ぼさないよう配慮するとともに、Plan・・・</u> 〔修正の理由〕 PDCAサイクルの表記を書き直すのは適切でないので、修文案を改訂した。河川改修工事が環境・利水にどのような影響を与えるかは河川整備計画策定時点では環境影響評価がきっちりとはなされていないので、このことを実施段階で考慮することが必要である。	奥西委員	第65回武庫川流域委員会での審議の通り、整備計画(原案)は「2つの原則」専門検討会において得られた結論に基づくものであり、環境影響評価が不十分だとは考えていません。なお、事業実施にあたっては、P54-1『第4章第2節1正常流量の確保』P55『第4章第3節1動植物の生活環境の保全・再生』に記載の通り、利水・環境にも配慮することとしております。	なし	D
		修文意見書(8/17)	2 〔具体の修文案〕 実施にあたっては、 <u>河川改修工事が環境・利水に悪影響を及ぼさないよう配慮するとともに、Plan・・・</u> 〔修正の理由〕 県は「環境影響評価が不十分だとは考えていません」と回答するが、具体的実施プランの環境影響評価については流域委員会で一切報告されておらず、審議もされていない。実施にあたっては改めて2つの原則にしたがって環境・利水に対する配慮をしなければならない。	奥西委員	未	未	D

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	3 〔具体の修文案〕 先の運営委員会で確認したように、治水、利水、環境の総合的な記述は再審議が必要。 PDCAサイクルの削除は、問題が大きい。	委員長	未	未	
169	河川整備計画の実施	修文意見書(8/9)	〔具体の修文案〕 「整備計画」全体に対して感じることであるが、期間内における整備の目標、それを達成するための手段、そしてその手段を講じていくプロセスを明示する必要がある。 〔意見追加の理由〕 計画とはそういうものである。河川法改正によって、河川計画が「基本方針」と「整備計画」の2段階に分けられたことの意味は、整備計画において、期間を定め、その中で具体的に何を目標にし、それをどう実現していくかを定める役割を与えたことである。 ところが現状の他の河川計画を見ると、基本方針と整備計画は、基本方針を長期と中期の2段階の基本方針に分けたような内容になっている。これでは河川改正の趣旨が活かされているとは言えず、どこかでこういう策定方法を改める必要がある。兵庫県に、全国に先駆けて先進的な河川計画を武庫川から始める気持があるのであれば、ぜひここで示して欲しい。	長峯委員	「期間内における整備の目標」については第3章、「それを達成するための手段」については第4章、「プロセス」についてはp53「表4.1.3 河川整備計画の実施概要」に記載していますが、これを更にわかりやすく明示すること等について、流域委員会委員の皆さまから数多くご意見をいただいております。これに対応する形で既に数多く修文を行っています。 また、河川法では、河川整備計画に河川整備を実施する区間とその整備内容を記載することとされており、長期的な河川整備の目標を記載する河川整備基本方針とは内容が異なります。武庫川の河川整備計画ではこれに加えて、計画の途中段階の整備予定時期をわかりやすく示すために、原案p53に「表4.1.3 河川整備計画の実施概要」を記載しました。このような記載は他の河川整備計画にはなく、委員のご意見の一部も反映できているのではないかと考えています。	なし	D
		修文意見書(8/17)	1 〔具体の修文案〕 30に同じ。 〔修正の理由〕 すでに「委員の意見の一部も反映できているのではないかと考えています」と言っているが、そうは思わない。	長峯委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	2 〔具体の修文案〕 論点審議に委ねる	委員長	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
⑮	河川整備計画の実施	県修文		—	<p>フォローアップ委員会については、別図（添付資料1）のような役割を考えています。</p> <p>長峯委員の意見書について検討したところ、ニューパブリックマネジメントとして行うPDCAのサイクルマネジメントの導入については、詳細な整備予定時期等を定めることは難しく、現時点では困難と考えました。このため、PDCAサイクルの記述は削除します。</p> <p>以上のことを踏まえ、修文を検討します。</p>	あり(P1)	D
		修文意見書(8/17)	1 [具体の修文案] ※⑮の県の考え方に対する修文意見 修文ではなく意見だが、委員会は人選と規約さえ作れば一応出来るが、その後機能を維持し価値を発揮するのはそう簡単ではないと思う。私はフォローアップ委員会を作っても果たして正しく機能するのかなり疑問を持っている。河川行政にこだわらず、道路・都市計画等広範囲な政策を同時進行でやらなければ、住民の納得は得られないと思う。	岡田委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	2 [具体の修文案] フォローアップ委員会のPDCAサイクルの記述は削除すべきではない。	佐々木委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	3 [具体の修文案] PDCAに関する記載が一切削除された。計画の進行管理をどのように行うつもりか。進行管理自体をそもそもしないのか、明確にすべきである。現状の修文では、当初の内容からの後退になっている。 [修正の理由] 当初案で、PDCAという言葉が入れられたが、いったい県は何を行うつもりでこれを入れたのか。昨今の行政計画の策定や行政評価等においては、計画の進行管理が強く求められている。それをどのように行うのか、整備計画の中で明確にしておくべきである。	長峯委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	4 [具体の修文案] 実施にあたって、PDCAサイクルを削除するのは不適當。PDCAサイクルの実施を復活させる。 [修正の理由] PDCAサイクルの削除理由は、本末転倒	委員長	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		⑤ 5	1頁「 <u>第1章、1、(1)河川整備計画の位置づけ</u> 」の箇所の記述を見ると、河川計画の目的が治水（洪水に対する安全度を段階的に向上させていくこと）だけであるような書き方がされている。河川法で定められている <u>治水、利水、環境の整備と保全という3つの目的を達成するための計画であるとの記述に修正すべき</u> である。	長峯委員	武庫川の河川整備計画（原案）の作成にあたっては、 ①下流部築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上を図るため、総合的な治水対策を推進すること ②河川工事にあたっては全国的にも初めての取り組みである「2つの原則」に基づき「豊かな自然環境の保全・再生に努める」ことの2点を重視しました。「第1章はじめに」は、河川整備計画（原案）を要約し、その考え方を端的に示すことを目的に設けた章ですので、上記2点を中心に記述しています。 なお、河川整備計画（原案）全体としては、第1章で記載しているとおり、「現時点で必要と考えられる治水・利水・環境に関わる施策や整備内容をとりまとめ」ています。	なし	
2	整備計画の目的	修文意見書 (7/12)	1 〈P.1〉 …早期に図る必要がある。 <u>また、豪雨が激化し頻発化する一方で渇水現象も増加の傾向にあるとともに、近年の河川水量は全般的に減少し、下流域では断水現象もしばしば発生するなど、水生生物が危機にさらされることもある。かつては豊富な水量が生物を育み武庫川らしさを表現し、暮らしや社会に水を提供してきたことを再認識し、利水面での安全性の保障や適正な水質・水量の維持・創出に努める必要がある。</u> <u>またさらに、環境面では…</u> 〔修正の理由〕 治水・利水・環境の3点を盛り込むべきである。 【34にも関連】	佐々木委員	<u>第1章は、河川整備計画(原案)を作成するにあたって特に重視した点について述べたものであり、河川整備計画(原案)の要約をねらいとしたものではありません。このことを明確にするため、章のタイトルを修正します。</u>	あり (目次) (P1)	A
		修文意見書 (7/28)	2 治水、利水、環境の整備と保全という三条件をベースにした上で、具体的な整備方針を決めることが重要で、治水上の具体的な数値のみを最優先課題としない。 〔意見追加の理由〕 3条件の成立を前提とした、具体的な整備目標であることが住民にもよく理解されることが重要。	岡田委員	2-1と同じ	あり (目次) (P1)	
3	総合的な治水対策の推進	⑥ 6	総合的な治水対策の推進を謳っているが、具体的計画においては総合治水の観点の後退し、「工事実施計画」の観点を引きずって、河川工事計画に減災対策（そのうちのソフト対策相当分）と環境対策を付加したというような、不徹底なものになっている。 ※委員の提案 総合治水という観点で河川整備を実施すべきである。総合的な治水という考え方に立てば、法律の規定上、「河川整備」という言葉を使わざるを得ないものの、これは「流域整備」であると認識すべきである。 <u>流域整備の中で流域対策、ソフト対策と河川のハード整備（狭義の河川整備）を位置づける、という書き方をすべき</u> である。	奥西委員	「流域整備の中で、流域対策、ソフト対策と河川のハード整備を位置づけるという書き方をすべき」とのご提案ですが、河川整備計画（原案）では、委員ご提案の「流域整備」は、「総合的な治水対策」と表現しています。したがって、委員の提案と違いのない河川整備計画（原案）となっています。 なお、減災対策と環境対策が不徹底であるのご意見ですが、減災対策については、奥西委員を含む武庫川流域委員会の委員の方々が入れられた「武庫川流域減災対策検討会」で8回に渡り意見交換を重ねた上で河川整備計画（原案）や総合治水推進計画（県原案）を作成しました。ま	なし	D

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
					た、河川環境の整備と保全についても、「環境2原則専門検討会」や「河川審議会環境部会」を設けて、幅広く学識者等の意見を聴いて作成しました。決して不徹底な内容ではないと考えています。		
		修文意見書(8/9)	1 <p2 (1)河川整備計画の位置づけ 末尾 追記> [具体の修文案] <u>また、上記の治水目標に環境、利水に関する目標含めた総合的な流域管理をおこなう。</u> [修正の理由] ソフトとハードの組み合わせという観点から意見を述べたが、修文案としてはやや抽象的な表現にとどめた。なお、「河川整備計画＝洪水防止計画」と言わんばかりの表現が第1章にはあり、再検討が必要である。	奥西委員	第1章は、河川整備計画(原案)を作成するにあたって特に重視した点について述べたものであり、河川整備計画(原案)の要約をねらいとしたものではありません。このことを明確にするため、表題等を修文します。	あり(P1)(P2)	
		修文意見書(8/17)	2 <P.1-2 修正> [具体の修文案] 下流部築堤区間における治水対策の考え方→治水対策の考え方 [修正の理由] 基本的な考え方についてはいくら言っても理解されないので、修文という形で意見を述べることを諦める。上記については、下流部築堤区間以外については何も書かれないことになり、治水対策は下流部築堤区間においてのみ行うような趣旨になってしまうので、不可であり、元に戻すべきである。県の修文の通りとするのなら、下流部築堤区間および上・中流部、支川についても項を新設すべきである。	奥西委員	未	未	
	1 超過洪水対策	流委発言⑨	あふれることを認め「あふれる治水」(あるいは「あふれさせる治水」)を明記する。 原案では、簡単な記載(p35)であふれることを示唆しているが、明確にあふれることを明記した計画にはなっていない。	中川委員	減災対策を具体的に進めて行く出発点は、武庫川からの洪水によるはんらん経験の無い下流部築堤区間では、住民の水害に対するリスク認識の向上であり、そのことを行政関係者や住民にわかりやすく伝えることが、何よりも重要です。「あふれる治水」「あふれさせる治水」と明記することを提案いただきましたが、この表現は、下流の安全性より上流の安全性を小さくして、上流で河川から洪水を溢れさせて、被害を生じさせる代わりに、下流への流量を減らすことを目指すように誤解される恐れがあります。どのような表現をすれば、 <u>減災対策の必要性をわかりやすく伝えることができるのかについて、今後、検討していきたいと考えています。</u>	あり(P23)(推進P3)	D
		修文意見書	1 <p21 (3)減災対策 1段落目、推進計画 p3 2 減災対策> [具体の修文案](L.3に続く)	岡田委員	「超過洪水」という言葉を使った説明をする方が一般住民には理解しやすいとのご意見ですが、原案に記載の「計画規模を上回る洪水や整備	なし	

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		(7/28)	<p>また、降雨は自然現象であるから、想定した以上の雨が降ることは常に考えておかねばならない。この結果として超過洪水が発生することは常に念頭に置くべきである。</p> <p>(近年の気象の変化に関係なく、超過洪水が発生することは書くべき・上記文章は一例)</p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>整備計画(原案)にも、河川整備基本方針(P.9)にも「超過洪水」という言葉は使われていない。河川砂防技術基準(計画編)にも超過洪水対策の計画をするようにとの記述があり、この言葉を使った説明をする方が一般住民には理解しやすいと思う</p>		<p>途上段階において河川の流下能力以上の洪水」が超過洪水のことを示しており、こちらの表現でも一般住民には理解されるのではないかと考えています。</p>		
	修正意見書 (7/28)	2	<p>〔具体の修文案〕</p> <p>原案 p33 17 行目文末に追加</p> <p><u>どのような整備が実施されたとしても想定を超える事態においては河川区域外に洪水があふれ出るとは避けられないという認識から、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策、安定した利水対策及び環境対策を推進する。</u></p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>提示された修文案は、既提出の 87 の「ひょうご治山・治水防災実施計画の存在を明記」に対応する修文案としては妥当と判断するのでこの提示修文案(原案、推進計画ともに)はこのままでよい。しかし、この記述はあくまでも防災実施計画の考え方の記述に留まっており、整備計画としての考え方を示していない。整備計画として、目標を記載する第3章第1節の1での整備計画の位置づけに上記を記述することを提案する。なお、上記修文案のアンダーラインのない部分は、すでに整理番号5への修正再提案として7/19に提出踏みの修文案(前の文章との接続詞は適切に選択下さい)。</p> <p>なお、本項は第65回委員会での審議論点のため、審議にて詳細補足致します。</p>	中川委員	<p>ご意見の趣旨を踏まえて修正を検討します。</p> <p>なお、「どのような整備が実施されたとしても・・・あふれ出るとは避けられないという認識から」は、「想定を超える事態」を洪水被害に限定する表現であり、利水対策を含む目標の例示になじまないため、反映していません。</p>	あり (P33)	
	修正意見書 (7/28)	3	<p>〈p21 (3)減災対策 1 段落目、推進計画 p3 2 減災対策〉</p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p>…実施しても、行政の対策のみでは災害を完全になくす…、…考え方のもと、<u>沿川の市ならびに住民とともに、日ごろから十分に備えを…</u></p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>減災対策に対しての県の取り組む姿勢があまりにも前面に出ており、沿川の市当局や住民への参加意識を高めるための表現が必要と考えます。</p>	草薙委員	<p>前段の修正については、提示した内容(「ひょうご治山・治水防災実施計画」に記載の内容)で特に誤解を生じないと考えています。</p> <p>後段については、ご意見の趣旨を踏まえ修正を検討します。</p>	あり (P21) (推進 P3)	
	修正意見書	4	<p>〔具体の修文案〕</p> <p><u>1-1 を支持する。</u></p>	奥西委員	<p>ご意見の趣旨を踏まえ修正を検討します。</p>	あり (P21)	

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		(8/9)	〔修正の理由〕 県の考え方に引用されている文章は、その前の「近年の・・・傾向にあることから」を受けており、 <u>超過洪水一般を指す形になっていない。</u>			(推進 P3)	
		修正意見書 (8/9)	5 〔具体の修正案〕 〔超過洪水〕の言葉を使った方がよいと思う。 〔修正の理由〕 〔超過洪水対策〕と項目にもあげてあるようにこの用語は治水関連用語として既に定着している。もし、不安があるなら付録資料編の中で解説して一般住民にも理解して貰う方がよいと思う。絶対必要という事ではないが、住民が〔超過洪水〕の一語から受けるイメージを持つことがよりよい理解につながると思う。	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえ修正を検討します。	あり (P21) (推進 P3)	
		修正意見書 (8/9)	6 〔具体の修正案〕 原案 p52-1 6行目冒頭に追加挿入 (減災対策の項) 【最低限でも】 <u>どのような整備が実施されたとしても想定を超える事態においては河川区域外に洪水があふれ出ることは避けられないという認識のもと、流域市と協力し・・・</u> 原案 p33-1 下から8行目 基本方針の目標の <u>1つ</u> である ⇒ 基本方針の目標である (「1つ」の削除) 〔修正の理由〕 ●p33を再構成したことは評価するが、超過洪水へ言及を明確に記して頂きたい。本来的な記述箇所はp33であるが、p33にどうしても書けないのであればせめて減災対策の項に明記。それが河川管理者の責務。 ●p33に追加された文章「・・・基本方針の目標の1つである「想定を・・・」とあるが、「想定・・・」以下の文章は、方針の目標そのものである。方針原案審議の際に、ハード整備とソフト対策のトータルな結果として流域県民に約束する方針の「目標」は何かを明確に書き込むべき、という意見交換・審議の結果、県が追記した文章である。目標の「1つ」ではない。策定経緯を再確認(特に第52回委員会)し修正されたい。 (なお、本項は未だ論点審議に至っておらず、第66回委員会にて審議・意見交換したい)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ修正を検討します。	あり (P33) (P52)	
		修正意見書 (8/17)	7 〔具体の修正案〕 P33(整備計画の目標)に入らない理由は何か。 〔修正の理由〕 P52-1に追加した修正案は評価しているが、第66回委員会で意見交換をしたい。	中川委員	未	未	
4	整備目標	⑩ 15 修	<p33 21行>「戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水」の記述箇所。計算上、戦後最大の流量となる実績降雨、という意味が、正しく理解できる表現に改められないか。昭和36年当時の実績水位と混同される懸念はないか。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P33)	A

整理 番号	項目	意見 区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無 (該当頁)	整理 状況
5	整備目標	⑦ 16	<p>整備目標（事業量に直結）は記載されているが、目指すべき効果目標の記載がない。効果目標を記載する。</p> <p>(ア)「段階的な整備の目標」（p33 ほか）の段階的に整備していくのはあくまでも河道対策や目標整備流量や流域対策の担保量。例えば、整備量が段階的だから超過洪水で発生するかもしれない死者の数も段階的に減っていくことでよい、というものではない。目標とする事業量（アウトプット）は段階的であっても効果（アウトカム）は常に基本方針に掲げた通り「壊滅的なダメージを回避する」であるべき。そこを間違えてはいけない。</p> <p>(イ)上記理由から整備目標の項は、事業量（アウトプット）目標と効果（アウトカム）目標を分けて記述し、効果目標については方針で記載した文章をそのまま記載する。「<u>想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標</u>」とする。この目標は、河川管理者が県民に果たす目標を明記すべきという委員会審議の結果、県によって追加されたもの。河川対策＋流域対策＋減災対策の三位一体の効果として、上記目標を果たそうとするのが、方針を受けた今次の整備計画である。たとえ事業量は段階的であっても、被害をも段階的にしないために減災対策を大きな柱にしている。</p> <p>(ウ)本質的に整備計画は基本方針に向けた途中段階の目標となるもの。ことさらに重ねて「途中段階の目標」と、総合的な治水対策の推進の項に明記する意味はない。段階的な途中であるのは当然。P35 では記載の必要性を感じない。</p>	中川委員	<p>(ア) (イ)ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。</p> <p>(ウ) 河川整備計画は、基本方針の目標達成に向けて、段階的に整備し、着実に安全度を向上させることを基本としています。したがって、段階的に整備していくことを、整備目標としてわかりやすく表現するため、「<u>途中段階の目標</u>」と記載しています。</p>	あり (P37)	A
		修正意見書 (7/12)	<p>1 ●p33 17 行目文末に追加 同時に、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを、河川対策、流域対策、減災対策によって実現を目指す。</p> <p>●p33 2 行目 第1節 河川整備計画の整備目標と考え方 ⇒ 河川整備計画の目標と考え方（節表題から「整備」の削除） 〔修正の理由〕 最低限の修正案として資料 3-3（p37 への挿入案）は評価するが、原案の構成から考えて挿入箇所は上記。整備計画として目指す目標とその考え方を記述するのは第1節（p33）である。 にもかかわらず第1節が「整備」目標になっていることも不適切。整備という字句は強くハード整備を想起させ、実際に後段の記述はハード整備主体の記述になっている。委員会で県から何度も明言されている点、河川対策、流域対策、減災対策</p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P33)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況																																						
			の3本柱で実現する整備計画であるという考え方と文章が整合していない。これを明確にするためにも、上記位置での修文が必須。 河川法施行令で河川整備計画に求められている事項は「河川整備計画の目標」であって整備目標ではない。																																										
(1)	整備目標	整理表⑥	流出解析に関連して、流域の土地開発動向と政策誘導に関する加筆が必要ではないか。	—	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり 土地開発動向：(P37) 政策誘導：84と同じ	A																																						
2	整備目標	流委発言⑥	3,510m ³ /sの位置づけについて、もう少し丁寧に表現すること。	委員長	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P37)	A																																						
98	整備目標	修文意見書(7/28)	<p>〈p37 ①下流部築堤区間(河口～仁川合流点) 追記〉 治水基準点(甲武橋)に数値目標は次の通りとする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">計画基準点</th> <th rowspan="2">整備計画 目標流量*</th> <th colspan="2">河川対策</th> <th rowspan="2">流域対策</th> </tr> <tr> <th>河道対策</th> <th>洪水調節施設整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武庫川</td> <td>甲武橋</td> <td>3,510m³/s</td> <td>3,200m³/s</td> <td>280m³/s</td> <td>30m³/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>※流域において流出抑制対策を講じない場合の目標流量</p> <p>また、武庫川本流の主要地点における流量配分は次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>甲武橋</th> <th>生瀬大橋</th> <th>武田尾 (住宅地区)</th> <th>相生橋</th> <th>岩鼻橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標流量</td> <td>3510</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>河道分担量</td> <td>3210</td> <td>2700</td> <td>2600</td> <td>740</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>現況流下能力</td> <td>2500</td> <td>1900</td> <td>1600</td> <td>900</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>3. 河川整備計画の目標の記載について</p> <p>流域を一貫した河川整備をすることは河川管理者側と委員側で一致している。これに鑑み、流域内の各地点または各区間での整備目標を一覧できる必要がある。整備計画書を隅から隅まで探さないと整備計画の骨格を成すような事項が分からないというのは初歩的なエラーである。</p> <p>具体的には、第3章第1節2の最後((1)の前)に次内容を入れる。(一部未記入である。表は表3. 3. 1をここに移す。流量配分を含め、表番号を付しても良い。数値は要チェック)</p>	河川名	計画基準点	整備計画 目標流量*	河川対策		流域対策	河道対策	洪水調節施設整備	武庫川	甲武橋	3,510m ³ /s	3,200m ³ /s	280m ³ /s	30m ³ /s	地点名	甲武橋	生瀬大橋	武田尾 (住宅地区)	相生橋	岩鼻橋	目標流量	3510	xxxx	xxxx	xxx	xxx	河道分担量	3210	2700	2600	740	110	現況流下能力	2500	1900	1600	900	50	奥西委員	当該箇所(第3章第1節2)は、整備目標の考え方を記述する箇所であり、個別箇所の整備目標は、第2節以降に記載しています。また、今次整備計画では整備しない箇所(相生橋)の流量を記載すると分かりづらいたと考えます。	なし	B
河川名	計画基準点	整備計画 目標流量*	河川対策				流域対策																																						
			河道対策	洪水調節施設整備																																									
武庫川	甲武橋	3,510m ³ /s	3,200m ³ /s	280m ³ /s	30m ³ /s																																								
地点名	甲武橋	生瀬大橋	武田尾 (住宅地区)	相生橋	岩鼻橋																																								
目標流量	3510	xxxx	xxxx	xxx	xxx																																								
河道分担量	3210	2700	2600	740	110																																								
現況流下能力	2500	1900	1600	900	50																																								

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/9)	1 【修正の理由】 ※98の県の考え方に対する修文意見 県の考え方は当を得ていない。奥西の修文案は37ページ(第3節)に関するもので、原案でもここには具体的な整備目標数値が乱雑な形で表示されている。考え方を書くのだから数値を書かないことで統一するか、系統的な形で表示するか、どちらかにすべきである。いずれにせよ修文案に示した2つの表はどこか適切な位置に書かれるべきである(表3.3.1は計画基準点における流量配分の項に配置されたので了とする)。	奥西委員	8月9日時点の修文案では、計画基準点の目標と整備箇所ごとの目標を系統立てて再整理しています。従って、ご意見の趣旨は修文に反映されており、ご提案の流量配分表も不要であると考えます。	なし	
		修文意見書(8/17)	2 【具体の修文案】 7/28修文案を活かしてほしい(一貫性があればどの節に書くかはこだわらないが、どこにも書かれないのは不可である) 【修正の理由】 相生橋地点で河川整備計画による整備をしないと合意は全くない。この地点での整備は洪水流用の河道負担量はすでにクリアーしているが、2つの原則に則って行われたものではないから、河川整備計画の目標のすべてをクリアーしているとは到底言えない。したがって、この地点でも河川整備は行われるべきである(少なくとも過去に行われた河川改修の見直しが必要) 8/9県修正案の第3章は余りにも「工事実施基本計画」的であり、「河川整備計画」の形をなしていない。例えば第3節ではどこで何をするか、細かく記述されているが、第5節ではどこで何をするか、一切書かれていない。第3節を土木工事計画と位置づけるべきではない。	奥西委員	未	未	
6	整備計画の対象期間	⑤ 18	「概ね20年間とする」という記述(2頁5行目、33頁下から5行目、36頁下から3行目、53頁の表4.1.3)と「20年に設定する」という記述(2頁下から2行目、35頁下から6行目)が混在している。「計画」と呼ぶからには、何年間(○年から○年まで)と期間が明示されていなければならない。行政では、通常、そういう使い方をすると思うが。	長峯委員	計画対象期間を「概ね」としているのは、社会経済情勢等により変動することが考えられるためであり、河川整備計画では一般的に採用されています。	なし	A
(2)	整備計画の対象期間	整理表⑥	整備計画の対象期間の決定に関して、20年間で何をやるのか、どこまでできるのか等について、わかりやすい説明の加筆が必要ではないか。	—	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P36)	B
		修文意見書(8/9)	1 <p36-2 2 整備計画の対象期間 7行目 修正> 【具体の修文案】 完成までに一定の <u>時間</u> が必要 → 完成までに一定の <u>期間</u> が必要 【修正の理由】 一定の <u>時間</u> の表現は、整備計画が安易にとらわれやすい。(時間作業で推進できるイメージを与える)	草薙委員	「時間」という言葉は、「期間」も含めた広義の意味で使用しており、「時間作業で推進できるイメージ」との誤解を与えることはないと考えています。	なし	
		修文意見書(8/9)	2 【具体の修文案】 「概ね20年間」という書き方(それにしても統一されていないが) ⇒ 整備計画と呼ぶからには、期間を明示する必要がある。	長峯委員	社会経済情勢をはじめ、工事中に生じる不測の事態や、工事の影響を受ける住民等との協議などにより全体の工程が変更するたびに整備計画を変更することは合理的ではありません。このため、整備期間は「概	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p>〔意見追加の理由〕</p> <p>県の説明によると「河川整備計画では一般的に採用されている」ということである。確かに他の河川整備計画でも同様の記述が多々見られるが、それらの書き方の方が間違っているのであって、間違っただけを真似する必要はない。「社会経済情勢により変動することが考えられるため」に期間を定められないと説明しているが、社会経済情勢が変動するのは当たり前である。期間を定めている他の計画に対してどう説明するつもりなのか。「整備計画」で定めた内容を変更しなければならないような大きな変動が起きたときには、そのときに然るべき手続きのもとで修正（変更・改正）を行うしかない。現時点でやれることは、現時点で得られる情報・知見を最大限活かして、そのもとで20年間に何をするのか、何ができるのかを示した最善の計画を策定することである。</p> <p>また、県民にとって法的にガバナンス機能が担保されている「整備計画」において重要事項と言える「期間」を明らかにしておかなければ、「概ね」の範囲が後々、県の裁量によって判断されてしまう恐れも考えておく必要がある。</p>		<p>ね」と表記しています。</p> <p>また、「概ね」の範囲は、常識的な範囲でとらえることとなるので、「県民にとって法的にガバナンス機能が担保されている」ことには変わりはないと考えています。</p>		
		修文意見書(8/9)	<p>3</p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p>計画期間を20年間とすることはよいが、そうした判断をした理由を分かりやすく、説得的に説明をする。委員会でのやりとりや資料4-1(4)の県の考え方にも記載してあるが、武庫川のとくに下流区間にはネック部分があり、洪水に対する弱点部分であるネック部分に今回の整備計画において優先的に対策を講じていきたい、その対策に一区切りを付けるのに20年を要するというので、最初の課題をクリアできるその段階を最初の目標期間と設定するという説明は、至極分かりやすいものであった。そうした説明を加える。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>整備計画の期間が20～30年間とされている中で、20年間を選択した明確な理由を説明しておく必要がある。</p>	長峯委員	<p>ご意見の趣旨については、既に修文（原案 P36-2）しています。</p>	なし	
		修文意見書(8/17)	<p>4</p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p>長峯委員の意見に同意。</p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>計画通りに行く事の方が少ないのが当たり前であって、それに対する変更の機動性が必要。流域住民に対する説得力が必要で「一定の時間が必要」ならばそれを原案 P. 53 の記載事項等で具体的に示す用意が必要。</p>	岡田委員	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	5 〔具体の修文案〕※(2)-2の県の考え方に対する修文意見 やはり整備計画期間を明確に記載すべきである。 〔修正の理由〕 「社会経済情勢をはじめ、工事の影響を受ける住民・・・より全体の工程が変更するたびに整備計画を変更することは合理的でない」と言っているが、社会経済情勢が変わる度に整備計画を変更すべき、などとは言っていない。「整備計画目標流量」を変更しなければならないような“大きな”社会経済変動が起きた場合には、そのときには変更せざるを得ないし、変更すべき、と言っているのである。 計画に盛り込んだ内容を20年間ですべて実現できるかどうかは不確定なので、“概ね”20年間としているというが、計画は100%実現できない可能性は当然にあるし、逆に、見込み以上に計画が進むことや、技術革新が起こる等によって、100%以上実現できる可能性だってありうる。それに対しては、整備計画を変更するのではなく、計画の点検・評価と進行管理に基づいて、きちんとそのことを説明すればよいことである。要は、計画期間を曖昧にしておいて対応するのではなく、計画期間内でどこまでを実現できたかをきちんと検証し説明することで対応すべきということである。	長峯委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	6 〔具体の修文案〕※(2)-2の県の考え方に対する修文意見 修文が不十分。 〔修正の理由〕 p.36-2の修文は、なぜ(たとえば)30年間や25年間ではなく、20年間という期間が選ばれたかという説得的な説明になっているとは思えない。とくに、「イ)喫緊の課題に対応するため、早期に整備効果を得ることが必要。」は、あまりに一般的、当たり前のことを言っているに過ぎず、結局、何を言っているのかが不明である。ここで意味する「喫緊の課題」とは何か。「早期」とは20年間のことを指すのか、20年間の中のさらに最初の5年間とか10年間を指すのか。とりわけ、後者とすれば、20年間であることの説明にはまったくなっていない。	長峯委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	7 〔具体の修文案〕 時間⇒期間 〔修正の理由〕 草薙委員の指摘ほか。時間と期間の言葉の使い方がおかしいのではないかと。 【(2)-1に関連】	委員長	未	未	
188	整備計画の対象期間	修文意見書(8/17)	〈P.36-2 第2段落 追加〉 〔具体の修文案〕 経済情勢の変化、新たな知見、洪水などの・・・ ⇒経済情勢の変化、観測データや新たな知見の蓄積、洪水などの・・・ 〔意見追加の理由〕	中川委員	未	未	B

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			P1-1 に温暖化対策について追記したが、P1-1 で書かれた「 適応策の見直し 」の具体的な意味を、この P36-2 で持たせておけば温暖化対策としても、より完成度の高い記述になるのではないか。				
		㊦ ㊧ 1	河川横断面イメージについて 整備計画(原案) P42. 図 4.1. 3 <u>整備横断イメージ</u> に 3 箇所(の河川横断面がイメージとして記載されていますが、各地点における垂直(水深)方向の数値は全く示されていません。「イメージ」としては差し支えなかも知れませんが、これは図面ではなく俗に言う「マンガ」に近い表現です。もっと一般住民の理解を助けるために掘削深さ・測定年月日等をこの図に書き込み、説明の趣旨を明確にすべきです。(資料編でなく原案の図にこの程度は書き込まないと情報が正しく伝わらない。他の頁にもイメージ図はあるが、少なくとも本流に関しては具体的にデータを記入し、関係情報を正しく伝えるべきです。)	岡田委員	ご意見の主旨を踏まえ、「上流部及び支川」の断面イメージ図と同様、下流部の断面イメージ図についても、計画高水位から計画河床高までの深さを表示します。 なお、掘削深さについては横断方向で異なり一義的な表記ができないため、上記の「計画高水位から計画河床高までの深さ」を表示することで代用します。 整備計画(原案)で横断を「イメージ表示」としているのは、事業実施時には改めて横断測量を実施して詳細設計を行うこと、またその際には、河川環境の保全、施工性、経済性等を考慮して、川底の形状や護岸のタイプなどの詳細を順応的かつ柔軟に検討するためです。 このような横断のイメージ表示は、全国的にも一般的な掲載方法です。このため、横断に測量年月日を表記する必要はないと考えています。	あり (P42) (P43)	
7	下流部築堤区間	修正意見書 (7/12)	1 <P. 42、P. 43 下流部築堤区間、掘込区間> 図 4.1.3 整備断面イメージの H.W.L. からの矢印と図 4.1.5 整備断面イメージの H.W.L. からの矢印の位置を同じ意味合いをもつ計画河床ラインに統一する。 〔修正の理由〕 図 4.1.3 整備断面イメージの H.W.L. からの矢印は現況河床ラインであるが、図 4.1.5 整備断面イメージの H.W.L. からの矢印は河床掘削後の計画河床ラインである。資料 3-2 の県の考え方では矢印の位置は計画河床ラインとしているが、これで間違いなのか。【3】にも関連】	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修正を検討します。	あり (P42)	A
		修正意見書 (7/12)	2 横断図に左岸・右岸の地名を記入して頂ければ流域住民は自分の住居表示と照合して理解しやすくなると思われる。 〔修正の理由〕 一般住民にとって理解が得やすい。 本例に限らず、引き堤、高水敷掘削、潮止堰撤去等地理的条件が変更される場合には、住民の関心が高まると思われるので出来るだけ丁寧な説明が望ましい。	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえて、横断図が示す概ねの箇所が地域住民に分かりやすいように修正を検討します。	あり (P42)	
		修正意見書 (8/9)	3 <p42、p43、p45、p47 整備横断イメージ図の箇所> 〔具体の修文案〕 整備横断イメージ図の河道断面に左岸(上流から下流に向かって左側)、右岸(上流から下流に向かって右側)を明記する。 〔修正の理由〕 一般市民は河川断面の見方が分からない。上流から下流に向かって左側が左岸、右側が右岸であることをどこかで分かり易く表現すべきである。また、図中に左岸、	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修正を検討します。	あり (P42) (P43) (P45)	B

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			右岸を明記すべきである。				
(3)	下流部築堤区間	整理表 ⑥	河床掘削においては、環境との整合性に関する加筆が必要ではないか。	—	修文を検討します。	あり (P55) (P57) (P58) (P60)	B
(4)	下流部築堤区間	整理表 ⑥	下流部築堤区間の河道改修を「喫緊の課題」とした理由については、その表現方法についての検討が必要ではないか。	—	河川整備計画(原案)では、沿川住民の安全と安心を第一に考え、下流部築堤区間の河道改修を「喫緊の課題」とした理由について、以下の3点の主旨で説明しており、これを変更する必要はないと考えています。 ①近年大規模な集中豪雨が全国各地で多発しています。武庫川においても平成16年台風23号により、これまで進めてきた河川改修事業の目標流量を超える洪水が発生しました。この時、築堤区間では破堤等の被害は発生しませんでした。このような洪水がいつも安全に流下するという保障はありません。 ②武庫川下流築堤区間には流下能力のネック部が存在しています。ネック部は洪水時の弱点箇所となるため、洪水被害の有無に係わらずネック部の早期解消が必要です。 ③武庫川の想定氾濫区域内の人口・資産規模は、国管理河川の上位クラスと肩を並べています(全国10位)。これら上位クラスの国管理河川や、武庫川と氾濫区域を共有する猪名川の目標水準はともに戦後最大洪水であり、武庫川も同等の安全性を確保する必要があります。近年洪水被害がないという理由で、治水対策を停滞させるわけにはいきません。	なし	B
		修文意見書 (8/9)	1 [修正の理由] ※(4)の県の考え方に対する修文意見 県の考え方の①について、「いつも・・・保証はありません」は正論だが、喫緊の課題の説明にはならない。h16洪水で被害を受けた住民の神経を逆なでするものもある。全般的にこじつけという感じが強く、訴える力が弱い。	奥西委員	平成16年台風23号洪水はこれまでの整備水準を超える流量であったと推定しており、沿川住民の安全と安心を第一に考えれば、下流部築堤区間の安全性向上は喫緊の課題であるという考えに変わりはありません。 なお、平成16年台風23号洪水で被害を受けた下流部掘込区間や武田尾地区では当面の対策として再度災害の防止に優先的に取り組むこととしており、住民の神経を逆なでするものではありません。 また、下流部築堤区間については、整備水準を超える流量が発生していながらも、たまたまその時の水位が低かったことを理由に喫緊の課題ではないという考えこそが、沿川住民の神経を逆なでするものであると考えます。	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/9)	2 〔具体の修文案〕 「喫緊の課題」について、同じページで県が説明している(整理表61の考え方)ように、3点の主旨をそのまま記載して、分かりやすくすればいいのではないかと。 〔修正の理由〕 全体を通じて、委員の提案に対して、向きになって“反論”しているきらいが目立ちすぎる。こんな繰返しをしていると、委員はだんだん意見を述べるのがばからしくなってしまう。意見を謙虚に受け止める姿勢が必要である。	委員長	未	未	
3	下流部築堤区間	流委発言⑥	整備計画に示す築堤区間の横断面については、可能な限り堤内側まで示してほしい。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P42)	A
26	下流部築堤区間	修文意見書(7/12)	原案 p. 42 (上5行) 潮止堰は、それを撤去することによって津波・高潮外力が新たに堰位置より上流に及ぼす災害の影響状況、および周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。 〔意見追加の理由〕潮止堰の撤去は、周辺地下水に及ぼす影響と同等以上に津波・高潮の影響を検討することが重要である。	村岡委員	【第105回運営委員会で議論済】	なし	A
29	下流部築堤区間	修文意見書(7/12)	河川横断面(原案P.42、P.43、P.45)のイメージ図にはその両岸地名を記入すること。測量年月日については「整備計画策定時の現況」として説明しても、それほど大きな差はないと当局が考えられるのであれば、それでも差し支えないと考える。 また、これに関連して、P.49「表4.1.2河川整備を実施する区間」には、上記イメージ図と同一の場所を示しているのではないかとと思われる場所が多い。もし関連がルのならば、P.50「図4.1.21河川対策の施工の場所の図とも関連づけて説明した方がより分かり易くなるのではないかとと思われる。そうすれば河道対策に関する一連記事の関連がはっきりして、より理解しやすくなるのではないかと。 なお、「図4.1.18ドレーン工法」(P.46)の説明はP.17「写真2.2.4堤防強化工事の例(ドレーン工)」の写真の方が具体的で分かり易い。相互の関連性をP.46に追加説明してほしい。	岡田委員	①横断面の地名についてはご意見の趣旨を踏まえて、横断面が示す概ねの箇所が地域住民に分かりやすいように修文を検討します。 ②横断面イメージ図は、「表4.1.2河川整備を実施する区間」及び「図4.1.21河川対策の施行の場所」に示した各工区の代表的な断面を表示したものです。河川名、施行場所の番号などを統一しており、相互の関連が分かるように表示しています。 ③P49表4.1.2とP50図4.1.21の関連づけについては、ご意見の趣旨を踏まえて修文を検討します。 ④ドレーン工の説明については、ご意見の趣旨を踏まえて修文を検討します。	あり(P42)(P43)(P45)(P50)(P46)	A
		修文意見書(7/28)	1 〔具体の修文案〕 P.49表4.1.2の下側欄外に「P45.断面イメージ図参照」を追加。 「各断面イメージ図の赤色部分は掘削の予定」と書き込む(土砂の堆積を表示していると思うので整備計画の方向を示す意味で記入する方がよい)。【24、79にも関連】	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P42)(P43)(P45)(P49)	
53	下流部築堤区間	修文意見書(7/12)	〈P18 ③ 高潮対策 追記修正〉 タイトルを「③ 高潮・津波対策」に修正。 「また、近年頻発する傾向にある大地震により、津波が河川を逆流する現象が各地で報告されている。大阪湾に海洋から津波は到達しないとされるが、大阪湾岸の淡路島を震源とした阪神淡路大震災が発生したことや、紀伊半島や東南海地震などに備えた津波に	佐々木委員	【第105回運営委員会で議論済】	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			対する対策も検討しておく必要がある。」を追記 〔意見追加の理由〕 高潮に加えて津波についても備える必要があるのではないか。				
54	下流部築堤区間	修文意見書 (7/12)	〈P18 ④排水ポンプの運転調整〉 大雨の際に下水が生放流されることがある現状を追記する。 〔意見追加の理由〕 武庫川下流部における内水被害への対応策として、大雨が降った際にはポンプ場からの排水強化が行なわれ、ポンプ場から武庫川本川に下水の生放流が行なわれることがあることを記述する。	佐々木委員	委員ご指摘の箇所、P18『第2章第2節(1)④排水ポンプの運転調整』は、内水被害への対応策ではありません。洪水がHWLを超えて危険な状態のときに排水ポンプから排水を続けると河道に負荷をかけることから、合理的なポンプ排水の運転調整が必要であることについて記載しています。このことから、委員のご意見については、P30『第2章第2節3(4)水質』での修文を検討します。	あり (P30)	A
106	下流部築堤区間	修文意見書 (7/28)	〈p18 ③高潮対策 追記〉 ③高潮・津波対策 高潮に対する堤防等の整備は、昭和25年9月のジェーン台風、昭和36年9月の第二室戸台風などの高潮被害を契機に、河口から潮止堰までの約2.6kmの区間で、昭和37年度より高潮対策事業に着手し、平成12年度に完了している。 <u>南海地震・東南海地震による津波が今後30年程度以内に来襲することは不可避とされている現在、津波対策を早急に策定する必要がある。</u> 〔意見追加の理由〕 修文案に記載	奥西委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり (P18)	A
107	下流部築堤区間	修文意見書 (7/28)	〈p18 ④排水ポンプの運転調整 3、4段落目 修正〉 このため、地元市や下水道管理者等と協議し、洪水時のポンプ排水について合理的な運転調整方法を定め、 <u>昭和36年6月27日洪水に対しても内水災害が発生しないようにしていく必要がある。</u> なお、県の流域下水道の中継ポンプ場については、堤防の決壊等の危険が切迫した緊急時には、河川管理者の指示により、緊急避難措置として、排水ポンプの運転を停止することとしている。 〔意見追加の理由〕 破堤対策は本整備計画に記載の堤防強化による。内水を氾濫させて堤防を守ると言う方法は採るべきでない。	奥西委員	排水ポンプの運転調整は、洪水により河川水位が上昇し堤防が決壊する恐れがある場合にポンプによる排水を継続すると河川の水位上昇を助長することから、堤防の決壊を回避するためにやむを得ず行うものであり、内水被害の防止を目的としたものではありません。従って、ご提案の修文に応じることはできません。	なし	B

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/9)	1 [修正の理由] ※107の県の考え方に対する修文意見 県の考え方は見当違い。修文案は排水ポンプの運転調整について言っているのではなく、整備目標見合いで内水災害を防止するという課題を書くべきだとの主張である。原案は内水対策に関して完全に後ろ向きの姿勢である。	奥西委員	洪水で堤防が決壊する恐れがある場合に、奥西委員は、いかなる洪水に対しても堤防強化で対応すべきで、内水被害を受容してまで堤防を守る方法をとるべきでないとお考えと推察します。一方県は、耐越水堤防の技術は未だ確立されていないため、堤防強化だけでは万全とはいえず、河川改修や洪水調節施設などさまざまな対策により洪水時の水位を下げるとともに、排水ポンプの運転調整により堤防決壊のリスクを少しでも軽減すべきという考えです。堤防決壊という最悪の事態を回避することは、いわゆる危機管理の一環であり、技術が未だ確立されていない堤防強化に過度の期待をすべきではありません。平成12年9月の東海豪雨では、河川が危険な状態にありながら排水ポンプからの排水を続けたことが、河川の破堤等、被害の拡大をもたらす要因となったことから、全国的に排水ポンプの運転調整ルールづくりに向けた取り組みが進められています。しかし、二者択一を迫られるきわめて難しい問題であり、増水時における合理的な排水ポンプの運転調整方法について、引き続き関係市や下水道管理者と協議を進めることとしています。 なお内水対策について、県はポンプ排水を受け入れ可能な河道断面を整備し、市は雨水排水路の整備に加えて流域対策による流出抑制を図ることとしており、県・市が役割を分担して内水対策に取り組んでいます。ご指摘のような「内水対策に関して完全に後ろ向き」な姿勢ではありません。	なし	
		修文意見書(8/17)	2 [修正の理由] 県の考え方を理解。しかし、整備計画上当然の手続きとして排水ポンプを止めることがあるのか、整備計画では想定されない不測の事態の場合の措置として排水ポンプを止めることができるのか、はっきりさせるべきである。後者であれば、不測の事態はこれだけではないであろうから、このことだけを特に取り上げて、書く必要はない。	奥西委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	3 [具体の修文案] 内水対策を排水ポンプ場の機能だけに限定して議論をすると、内水対策を取るのか、堤防を取るのかという変な議論になってしまう。本川洪水との関係で限界のある排水ポンプの運転調整だけにこだわらず、内水対策を流域の減災対策(都市構造への対応)の視点からとらえ直してみてもどうか？	委員長	未	未	
124	下流部築堤区間	修文意見書(7/28)	<p42 ①下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流) 末尾 追加)> <u>平成16年に発生した2,900m³/sの洪水を安全に流下させることが出来ない区間では整備計画期間の前期に河道対策を実施する。</u> [意見追加の理由] 整備計画の前段階の整備について既に触れているので、その具体的実現の記載は不可欠。	奥西委員	可能な限り短い期間で整備したいと考えていますが、整備区間には複数の橋梁の補強や改築、大量の掘削残土運搬など地域住民や関係機関との十分な協議調整が必要であること、河川工事は非出水期(11月～5月)施工が原則であることなどを踏まえて、20年程度の期間が必要であるとしており、ご指摘の加筆修文はできません。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
15	下流部築堤区間	論点意見書 19	潮止堰を早期に撤去し魚類等の移動の連続性確保、干潟の創出などがはかれるよう急いでほしい。またその前に下流部築堤区間に関する環境影響調査と評価を実施されたい。 このような内容について整備計画策定後実施する旨記述願いたい。	田村委員	【第106回運営委員会、第65回流域委員会で議論済み】	なし	A
168	下流部築堤区間	修文意見書 (8/9)	<p15 ア 下流部築堤区間(河口～仁川合流点) 1段落目 修正> 〔具体の修文案〕 …流下能力は約1.7倍(1,500m ³ /s→2,600m ³ /s)に…	伊藤委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P15)	B
72	下流部掘込区間	修文意見書 (7/12)	<P38 ② 下流部掘込み区間 追記> タイトルを「② 下流部掘込み区間及び支川」に修正し、宝塚市のハザードマップで最も浸水深が深いとされるゾーンに隣接する大堀川の整備目標について記述する。 〔意見追加の理由〕 たびたび減災対策推進会議で問題となった宝塚市のハザードマップにおいて浸水深が最も深いとされるゾーンに隣接する大堀川の整備目標については明確に整備の目標を提示すべきである。	佐々木委員	大堀川の整備目標は、「④上流部(羽束川合流点～本川上流端)及び支川」の項に記載しています。	なし	A
50	下流部掘込区間	修文意見書 (7/12)	<P16 イ 下流部掘込区間 2段落目 修正> 特に家屋の多い 「宅地開発が進んだ」青葉台地区が… 〔意見追加の理由〕 「特に家屋の多い青葉台地区」という表現は、住宅密集市街地であるかのようにとれることから、「宅地開発が進んだ青葉台地区」	佐々木委員	家屋が多い青葉台地区について優先的に改修する必要があることが正しく伝わるよう修文を検討します。	あり(P16)	A
78	下流部掘込区間	修文意見書 (7/12)	<P43,44 ②下流掘込区間 ③ 中流部 表現法の検討> いずれも「当面は」という表現であるが、当面とはどれ位の期間を指すのか曖昧である。 〔意見追加の理由〕 表現が曖昧で今ひとつである。	佐々木委員	「下流部掘込み区間」および「中流部」において、「当面は」という記述をし、戦後最大洪水の流量とは異なる流量を記載していますが、これは、いずれの箇所も現在継続中の事業があるため、まずはその事業を完成させるという意味で使用しています(第57回流域委員会 資料2-3 質問番号4,11で回答済)。 なお、「当面」が指す期間については、地域住民との合意形成が図れていない現状ではお答えすることができません。	なし	A
117	下流部掘込区間	修文意見書 (7/28)	<p38 ②下流部掘込区間(仁川合流点～名塩川合流点) 削除> 当面は、平成16年台風23号で浸水被害の生じた生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区について、生瀬大橋下流の整備済区間と同水準の流量(1,900m³/s)を安全に流下させるとともに、平成16年台風23号(生瀬地点2,600m³/s)による再度災害を防止する。 〔意見追加の理由〕 ここは整備計画の目標を書くところである。他の計画の目標を書くのは混乱のもとではない。	奥西委員	ご指摘の箇所では、当面達成すべき目標流量を示しており、削除することは出来ません。なお当面達成すべき目標も整備計画の目標の一部です。	なし	B

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/9)	1 [修正の理由] ※117の県の考え方に対する修文意見 当面の改修計画に言及することがどうしても不可だとは言わないが、整備計画そのものをぼかすような書き方は絶対不可である。	奥西委員	整備目標（戦後最大洪水に対する溢水被害の防止）と当面の目標（生瀬大橋下流の整備済区間と同水準の流量を安全に流下させるとともに、平成16年台風23号による再度災害を防止する）は、いずれも整備計画の目標であり、原案ではその違いを明確に記述しています。ご指摘のような「整備計画そのものをぼかすような書き方」にはなっていません。	なし	
		修文意見書(8/17)	2 [具体の修文案] (修文案なし) [修正の理由] 関係住民の要求はH16洪水は安全に流れたが県のいう整備水準に照らして改修してくれというものではない。県はメツにとらわれているから、喫緊の課題と称する河川改修が整備期間の前期に実施できないという、ねじれになってしまうのである。但し改修は必要であり、改修するなと言う修文意見ではない。	奥西委員	未	未	
		修文意見書(7/28)	<p43 下流部掘込区間(仁川合流点～名塩川合流点) 修正> 掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。 <u>河道分担量は生瀬大橋で2700m³/sとする。またパラペットを有する区間は築堤区間として管理する。</u> 当面は 河川整備期間の前期に、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(1,900m ³ /s)を安全に流下させるため、河道拡幅、河床掘削等を実施する。 <u>この区間では引き堤をおこなうことになるため、まちづくりの観点も入れて計画・実施する。</u> [意見追加の理由] 整備目標を明記する必要がある。整備計画では引き堤を行わないことが原則であるが、ここは例外であるから田村委員の意見にしたがい、まちづくりの観点を導入する。	奥西委員	<ul style="list-style-type: none"> 目標流量の記載については、修文を検討します。 ご指摘の「築堤区間として管理する」とはどのような管理かが不明であり、修文に応じることが出来ません。 また「当面」が指す期間は、地域住民との合意形成の中で決まるものであり、現時点では前期で完了するかどうかは未定です。 ご指摘の、河道拡幅の実施に関する部分については修文を検討します。 	あり(P43)	
125	下流部掘込区間	修文意見書(8/9)	1 [具体の修文案] ※125の修文意見に対する修正意見 最後の修文（この区間では・・・実施する）は撤回 [修正の理由] パラペットは堤防よりも安全度が高く、掘込み河道と同じという認識であれば問題である。 当面の改修工事については具体事項に口を挟むことは避けたい。	奥西委員	下流部掘込区間については、パラペットを施工する箇所も含め、将来的には、河床掘削により洪水を計画高水位以下で安全に流下させるようにするものです。本計画では、目標流量が流れた場合の溢水を回避するために、下流部掘込区間のうち目標流量流下時の水位が地盤高より高くなる一部の箇所でパラペットを暫定的に施工するものです。 ご提案の「パラペットを有する区間は築堤区間として管理する」の趣旨が不明ですが、計画高水位以下で洪水を安全に流下させる下流部築堤区間の土堤と、掘込区間における暫定的な溢水対策としてパラペット（コンクリートの擁壁）は別物であり、両者を同等に扱うことはできません。	なし	B
		修文意見書(8/17)	2 [具体の修文案] (修文案を撤回) [修正の理由]	奥西委員	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			パラペットは暫定措置であることを了解。さすればそのことが明記されるべきではないか？				
152	下流部掘込区間	運委発言 106	原案での下流部掘込区間の記述について、青葉台で浸水被害が生じたように誤解されやすい記述となっているので修文が必要。	委員長	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P16)	A
⑨	下流部掘込区間	県修文	—	—	整備計画(原案)提示後に、天神川(伊丹市荻野付近)の堤防強化工法について詳細検討をした結果、工法(ブロックのタイプ等)に変更が生じたため、横断イメージ図を修正します。 <原案(1月26日時点)> コンクリートブロックによって堤防からの漏水や堤体の侵食を防止する工法 <修文案(8月17日時点)> 堤体及び河床を遮水シートで被覆しその上にブロックを敷設して、堤防からの漏水や堤体の侵食を防止する工法	あり(P45)	
⑩	下流部掘込区間	県修文	—	—	掘込区間における民有護岸の護岸改修について、未完了の区間が残っているため、関連箇所を適切な表現に修文します。	あり(P16)(P49 ③)	
⑪	下流部掘込区間	県修文	—	—	第107回運営委員会の協議を踏まえ、青葉台地区の河川整備に関する修文を検討します。	あり(P43)(P49)(P53)	
⑫	下流部掘込区間	県修文	—	—	表現を適切にするために修文します。	あり(P16)	
24	中上流部及び支川	運委発言 104	各支川横断図に地名を入れた方がよい。	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P42)(P43)(P45)	A
40	中上流部及び支川	修文意見書(7/12)	<p4 河川の概要> 「波賀野川、波豆川、大池川、波豆川、荒神川、大堀川、天神川」を追記する。 〔意見追加の理由〕 河川整備を実施する支流については記載した方がよいと考える。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえて、一次支川を追記します。	あり(P4)	A
		修文意見書(7/28)	1 〔具体の修文案〕 荒神川、 <u>逆瀬川</u> 、大堀川、天神川 〔意見追加の理由〕 上流からの順番が違う	伊藤委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P4)	
51	中上流部及び支川	修文意見書	<p17 ウ 中流部 行間修正> 最終行の行間を他の行間と統一する。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。	あり(P17)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		(7/12)	〔意見追加の理由〕 行間ミス				
		修文意見書 (7/12)	〈p17 エ 上流部及び支川 追記〉 未審議につき未修文 〔意見追加の理由〕 上流域の現状と課題として水田の自然湛水を記述すべきである。	佐々木委員	具体的な修文案の提示がないため修文は行いません。	なし	A
		修文意見書 (8/9)	1 〔具体的修文案〕 台風23号等で浸水被害が生じている⇒台風23号等で主に水田地帯に浸水被害が生じている。 〔修正の理由〕 上流域の特徴的な課題として水田の常襲的な湛水を追記表現しておくべきである。	佐々木委員	以下の理由から、修文案には対応することができません。 ・ご提案の修文箇所は、上流部及び支川全体に係る記述です。上流部に特化した部分ではありません。 ・「今後も引き続き整備を進めて行く必要がある」のは、水田地帯の浸水被害防止だけが主な理由ではありません。	なし	
52	中上流部及び支川	修文意見書 (8/17)	2 〔具体的修文案〕※前回修文したが、委員会での再協議を経て再修文したい 上流の水田では23号台風に限らず湛水することが常襲化していることは、現状と課題の章に記載すべきである。 〔修正の理由〕 現状と課題の章でなぜ上流の水田地帯への常襲湛水が記載できないのか理解できない。	佐々木委員	未	未	B
		修文意見書 (8/17)	3 〔具体的修文案〕 P.17 エ 上流部及び支流 第2段落目 近年においても、上流部では平成8年8月の豪雨や平成16年台風23号等で主に水田地帯に浸水被害が生じている。今後の ^{^^^} 〔修正の理由〕 上流と支流を一括して記載するなら、表現の仕方で加筆は可能。	委員長	未	未	
		修文意見書 (8/17)	4 〔具体的修文案〕 項目で上流と支流を分けないなら、文中で上流部と支流をきちんとかき分けて書くことは可能ではないか。修文案は52-3の意見で記載済み。	委員長	未	未	
79	中上流部及び支川	修文意見書 (7/12)	〈p45 図4.1.7～図4.1.16に追記挿入〉 どこの断面図であるのか明確にするため、〇〇付近という記述を河川名の跡に追記する。 〔意見追加の理由〕 整備計画達成目標年次までに水位上昇がもたらす影響を認識しておく。	佐々木委員	横断図が示す概ねの箇所を地域住民に分かりやすくするという趣旨で修文を検討します。	あり(P45)	A
81	中上流部及び支川	修文意見書 (7/12)	〈p49 表4.1.2 確認追記〉 確認事項 大堀川の整備内容に、宝塚市のハザードマップで浸水深が最も深い向月町・鶴の荘付近	佐々木委員	【第105回運営委員会で議論済】	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			のパラペットの嵩上げは含まれないのか。 〔意見追加の理由〕 含まれない場合は、嵩上げ等何らかの対策を盛り込む。				
105	中上流部及び支川	修文意見書 (7/28)	〈p17 ウ 中流部(名塩川合流点～羽東川合流点) 追記〉 早期に再度災害防止を図る必要がある。 <u>パラペットを今後も維持して行く場合、その区間については築堤区間としての取り扱いとする。</u> 〔意見追加の理由〕 計画高水位が地盤高よりも高くなる場合は、当然築堤区間となる。関連して必要な他の部分の修文については省略している。	奥西委員	「築堤区間としての取扱い」とはどのような取扱いであるかが不明であり、修文に応じることが出来ません。	なし	B
		修文意見書 (8/9)	1 〔修正の理由〕 ※105の県の考え方に対する修文意見 原案では築堤区間と掘込み区間を区別している。それ以上のものでもそれ以下のものでもない。「取り扱い」という言葉に引っかかるのであれば固執はしない。具体的には掘込み区間と築堤区間とは堤頂高とHWLの関係が異なってくる。	奥西委員	下流部築堤区間と中流部掘込区間では洪水リスクが異なるため、両者を同等扱うことができません。	なし	
		修文意見書 (8/17)	2 意見提案者の提案内容が不明なら、直接照会してから考え方を述べるべきである。照会もしないまま、意見が理解できないからといって、一蹴するのは良くない。	委員長	未	未	
118	中上流部及び支川	修文意見書 (7/28)	〈p38 ③中流部(名塩川合流点～羽東川合流点) 2段落目 削除〉 当面は、近年浸水被害が生じた平成 16 年台風 23 号(武田尾地点 2,400m³/s)による再度災害を防止する。 〔意見追加の理由〕 この部分は目標を述べたものではないので削除(当面の改修計画は別項にしかるべく書かれており、不要な重複になっている)	奥西委員	ご指摘の箇所では、当面達成すべき目標流量を示しており、削除することは出来ません。なお武田尾地区について、ご指摘の「当面の改修計画」なるものは策定されておられません。	なし	
		修文意見書 (8/9)	1 〔修正の理由〕 ※118の県の考え方に対する修文意見 ここでの「当面は」の内容は改修計画ではないことを了解した。さすればそれは最低限度要求されることであって、目標として書くべき事項ではない。整備計画の目標をぼかしてはならない。	奥西委員	整備目標(戦後最大洪水に対する溢水被害の防止)と当面の目標(平成16年台風23号による再度災害の防止)は、いずれも整備計画の目標であり、原案ではその違いを明確に記述しています。ご指摘のような「整備計画の目標をぼかすような書き方」にはなっていません。	なし	
119	中上流部及び支川	修文意見書 (7/28)	〈p38 ④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川 修正〉 ④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川 整備水準は原則として戦後最大洪水とし、戦後最大洪水流量を安全に流下させることを目標とする。 <u>三田市の相生橋では740m³/sを安全に流下させることになるが、この目標はすでの達成されている(現況流下能力は900 m³/s)。本流上流端の岩鼻橋では110m³/sを安全に流下させる。</u> 〔意見追加の理由〕 支川については別項とする方が分かりよい。余計な修飾は削除し、目標を正確に記述。	奥西委員	本川上流端の戦後最大洪水は平成8年8月洪水であるが、直下流の整備済み区間の流下能力を考慮して、戦後第2位の昭和36年6月洪水を採用しています。このため「原則として」との記載を削除することが出来ません。 また今回の整備計画で整備しない箇所(相生橋)の流量について記載する必要はないと考えます。 岩鼻橋で110m ³ /sを安全に流下させることについては、本文並びに表3.3.2に記載済みです。	なし	B

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
					本川上流部と支川は、目標流量も整備箇所も同一の図表で分かりやすく統一整理しており、あえて節を分離する必要はないと考えます。		
		修文意見書(8/9)	1 [修正の理由] ※119の県の考え方に対する修文意見 本川上流端について奥西の資料読み違いにつき「原則として」は削除しないことに同意。 相生橋については、洪水防止が河川整備計画のすべてであると言いたげな県の考えには絶対同調できない。 同一の図表でわかりやすいという説明は事実と反する。本川上流部のうち、三田市部分については、どこにも整備計画の内容が書かれていないことになるからである。三田地区(上流側半分ほど)はなぜ本川でありながら本川として説明しないのか、理解に苦しむ。	奥西委員	整備しない区間の流量を記載する必要はないと言っているのであり、「洪水防止が河川整備計画のすべてである」とは言っておりません。 また、「三田地区はなぜ本川でありながら本川として説明しないのか」とのことですが、三田地区を流れる本川は現況河道で戦後最大洪水に対応できるため、今回の整備計画には入っていません。なお、三田地区を流れる本川が昭和36年6月洪水に対して整備済みであることは、第2章第2節1(1)エ「上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川」に記載しています。	なし	
		修文意見書(8/17)	2 [具体の修文案] (三田地区を整備計画に位置づけること) [修正の理由] 相生橋で戦後最大洪水を流せるという、河川水理学的説明は理解するが、ここで環境問題が存在しないと決断して言えない。また相生橋下流の水田地帯でH16に溢水氾濫が起きている。三田地区除外はもつてのほか。	奥西委員	未	未	
120	中上流部及び支川	修文意見書(7/28)	<p38 ④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川 修正)> ④の一部を⑤として新設 ⑤支川 整備水準は原則として戦後最大洪水とし、戦後最大洪水流量を安全に流下させることを目標とする。ただし、最上流部の篠山市域を流れる武庫川及び波賀野川では、戦後最大洪水は平成8年8月洪水であるが、直下流の整備済区間の流下能力を考慮し、戦後第2位の昭和36年6月27日洪水流量を安全に流下させることを目標とする(表3.3.2)。(表の「武庫川及び真南条川」は「真南条川」とする) [意見追加の理由] 目標値を例外的に戦後第2位とするのでここに限り「原則として」の文言が活きる。	奥西委員	本川上流部と支川は、目標流量も整備箇所も同一の図表で分かりやすく統一整理しており、あえて節を分離する必要はないと考えます。 なお、例外的に戦後第2位の洪水を目標としているのは波賀野川と真南条川だけではなく、これらが合流する武庫川本川上流端(篠山市域)についても戦後第2位の洪水を目標としています。	なし	
		修文意見書(8/9)	1 [修正の理由] ※120の県の考え方に対する修文意見 119-1と同じ。 (119-1の意見抜粋:同一の図表でわかりやすいという説明は事実と反する。)	奥西委員	真南条川と本川は一本でつながる一連区間であり、あえてこれを分離する必要はないと考えています。	なし	
126	中上流部及び支川	修文意見書(7/28)	<p44 ④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川 修正)> ④上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川 岩鼻橋地点と相生橋地点での目標流量(それぞれ110および740m ³ /s)を安全に流下させるため、現況流下能力が不足している区間では河道拡幅と河床掘削をおこなう(図4.1.15;施工位置は図4.1.6、目標流量は表3.3.2に示す)。	奥西委員	岩鼻橋で110m ³ /sを安全に流下させることについては、本文並びに表3.3.2に記載済みです。 また今回の整備計画で整備しない箇所(相生橋)の流量について記載する必要はないと考えます。 なお、本川上流部と支川の整備箇所を別の図に示しているとのこと指摘	なし	

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
			<p>⑤支流の法定河川区間</p> <p>それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う(図 4.1.7～16; 施工位置は図 4.1.6、目標流量は表 3.3.2 に示す)。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>本川上流部と支川での河川整備は別の図に示されているので、分けるのが自然。目標流量を明記。図 4.1.15 は本流につき、他と分ける。離れたところにある表は必ず文章中に引用する必要がある。</p>		<p>ですが、目標流量も整備箇所も同一の図表で統一整理しており、あえて節を分離する必要はないと考えます。</p>		
		修正意見書(8/9)	<p>1 〔修正の理由〕 ※126の県の考え方に対する修正意見</p> <p>県の考え方に「記載済み」としているが、事実に反する。当該箇所に書かれているかが問題なのであって、別の章で、しかも引用のない表に書いてあることは理由になり得ない。</p> <p>整備期間中にどこで何をするか、正確に書くことが求められている。ごまかしやぼかし表現は許されない。</p>	奥西委員	<p>河川整備の実施に関する事項における目標流量の記載については、ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。</p>	あり(P44)	
8	堤防強化	⑦37	<p>堤防強化推進における課題を明記し、解決に向けた方向性を記す。</p> <p>説明を総合すれば、堤防強化推進における課題は、①付近住民との景観上の合意形成、②対越水型の堤防強化技術の未確立にある。2点とも河川管理者のみの努力で解決を見るものではないため、課題共有のために計画に課題を明記し(p17)、今次計画では解決の方向性を示す(p46)。</p>	中川委員	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。</p>	あり(P17)(P46)	B
		修正意見書(7/12)	<p>1 <P17 堤防強化>(追記)</p> <p>安全度の低い4.4kmにおける湾曲部の堤防法面に展開する密集市街地指定区域については、国土交通省による重点密集市街地に指定される際に向けて、次のステップとしてさらに安全性の高い補助スーパー堤防としての整備の可能性を検討する必要がある。</p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>下流築堤区間で最も安全度が低い4.4kmの区域内の湾曲部である堤防法面上に密集市街地に指定されている地区が展開していることは大きな課題である。この実態については、第2節の現状と課題の章の「ア 下流部築堤区間(P.15)」「②堤防強化(P.17)」の項にも記載し、当該堤防強化の箇所に追記しておくべきである。今期の堤防強化ではドレーン工法等の浸透対策や護岸工による侵食対策、巻提等の対策の実施で対応し、手当てしておくにしても、重点密集市街地の整備事業が行なわれる際には同時に補助スーパー堤防化することによって下流域の最も危険な箇所の安全度を今ある技術の中での最高レベルにすることができる。</p>	佐々木委員	<p>超過洪水に対しては、「堤防が決壊しにくくする工法」を検討し、技術的に可能なものから実施する旨を記載しています。あえて実現の目処が立っていない補助スーパー堤防を限定的に特筆する必要はないと考えています。</p>	なし	

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
		修文意 見書 (8/9)	<p>2</p> <p>〔具体の修文案〕 本文 15 頁の現状と課題の「ア 下流部築堤区間」の項に「堤防表法面上に密集市街地が展開する」ことを追記する。</p> <p>〔修正の理由〕 堤防強化等に記述できないとしても、現状と課題のところでは課題として記述しておくことを望む。 【96】の修文にも関連</p>	佐々木委員	<p>「堤防表法面」ではなく「裏法面」の誤りであると思われませんが、ご指摘の「堤防法面上の密集市街地」とは、尼崎市が指定している密集市街地（大庄西町1丁目及び2丁目）^{*1}を指しているものと推察します。</p> <p>ここでいう密集市街地とは、世帯密度・木造率・面的整備事業の実施状況・細街路率の4つの指標をもとに、町丁目単位で抽出^{*2}したものです。堤防法面に対して密集市街地を指定しているわけではありません。委員の修文案では、堤防法面上に例えば80世帯/ha以上といった高密度の市街地が展開していると誤解される恐れがあり、ご指摘のような修文をすることはできません。</p>	なし	

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整理 状況
					<p>※ 1 尼崎市密集市街地 出典：尼崎市ホームページより</p> <p>尼崎市密集市街地位置図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 町丁目境界線 重点密集市街地 緊急密集市街地 密集市街地 事業実施中の地区 		

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況																										
					<p>※ 2 密集市街地の抽出基準及び抽出方法 出典：尼崎市密集市街地整備・改善方針</p> <p>(2) 「密集市街地」、「緊急密集市街地」の抽出</p> <p>① 抽出方法 上記「1 密集市街地の定義及び課題・問題点」を踏まえ、密集市街地の3要素(密度、建物、基盤)について、それぞれの代表的な指標を設定し、本市における密集市街地について平成14年度データをもとに、<u>町丁目単位(市街化調整区域及び大規模不燃区域を除く)</u>で抽出した。 抽出指標及び基準は表5-2のとおりで、3要素それぞれに「×」「△」「○」の3段階の基準を設定した。 <u>「×」が3つ若しくは「×」が2つで「△」が1つの地区を「密集市街地」とし、3要素全てが「×」である地区を「緊急密集市街地」とした。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要素</th> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="3">基準</th> </tr> <tr> <th>×</th> <th>△</th> <th>○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度</td> <td>世帯密度※1</td> <td>80世帯/ha以上</td> <td>80世帯/ha未満～ 60世帯/ha以上</td> <td>60世帯/ha未満</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>木造率※2</td> <td>2/3以上</td> <td>2/3未満～ 1/2以上</td> <td>1/2未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基盤</td> <td>面的整備事業実施状況</td> <td>地区の過半で面的整備事業が未実施でかつ</td> <td>地区の過半で面的整備事業が未実施でかつ</td> <td rowspan="2">左記以外</td> </tr> <tr> <td>細街路率※3</td> <td>細街路率50%以上</td> <td>細街路率40%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 世帯密度=世帯数/地区面積(市街化調整区域、大規模不燃区域を除く)[世帯/ha] ※2 木造率=木造建物1階床面積/全建物1階床面積 ※3 細街路率=4m未満道路延長/地区道路延長×100[%]</p> <p style="text-align: center;">表5-2 密集市街地抽出指標</p>	要素	指標	基準			×	△	○	密度	世帯密度※1	80世帯/ha以上	80世帯/ha未満～ 60世帯/ha以上	60世帯/ha未満	建物	木造率※2	2/3以上	2/3未満～ 1/2以上	1/2未満	基盤	面的整備事業実施状況	地区の過半で面的整備事業が未実施でかつ	地区の過半で面的整備事業が未実施でかつ	左記以外	細街路率※3	細街路率50%以上	細街路率40%以上		
要素	指標	基準																															
		×	△	○																													
密度	世帯密度※1	80世帯/ha以上	80世帯/ha未満～ 60世帯/ha以上	60世帯/ha未満																													
建物	木造率※2	2/3以上	2/3未満～ 1/2以上	1/2未満																													
基盤	面的整備事業実施状況	地区の過半で面的整備事業が未実施でかつ	地区の過半で面的整備事業が未実施でかつ	左記以外																													
	細街路率※3	細街路率50%以上	細街路率40%以上																														
		修文意見書(8/9)	<p>3 [具体の修文案] 原案 p17 下から6行目 「繁茂」⇒「生育」 原案 p17 下から4行目 …樹木の保全にも努める必要がある ⇒ …<u>樹木にも配慮する必要がある</u> 原案 p46 8行目 合意形成に努める ⇒ もう少し柔らかい表現に変更 〔修正の理由〕</p> <p>●日本語として適正でないこと(「一部」が「繁茂」、現状と一致しない表現であること(「繁茂」の表現が適合するものは植栽した主に低木類)、景観上から重要指摘されるものが主にマツでありこれらは死水域を形成していないこと、から。 ●堤防強化工事の目的のひとつとして「堤防上の樹木の保全」があるように誤解される表現になっている。 堤防強化工事の目的は堤防の質的強化であり、実施上の留意事項として樹木への十分な配慮がある。</p> <p>●p46の修文は、樹木の景観に関するご意見、及び今回未対応となっている整理番</p>	中川委員	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。</p>	あり (P17) (P46)																											

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			号140の修文ご意見との兼ね合いを含めての評価です。今後さらに140対応で再修文されるのであれば改めて判断させて頂きたい。「合意形成」という表現の使用はややきつくないか（意見書では確かに合意形成と表現したが、原案で他に合意形成という表現を用いているのは新規ダム・千苅ダムのみで、水田でさえ合意形成は用いていない。）またここでいう「合意形成」の対象は、堤防強化工事に直接関わる樹木の扱いに関するもので、景観行政の合意形成を河川管理者が担うものではない、ことを確認しておきたい。				
		修文意見書(8/17)	4 〈p15 ア下流部築堤区間（河口～仁川合流点）追記〉 〔具体の修文案〕 ※8-2の県の考え方に対する修文意見 「堤防裏法面上に市街地が展開する」を追記する。 〔修正の理由〕 1. 大庄西町が密集市街地に該当しないのなら「密集」をとって「市街地」と書けばいい。 2. 堤防上に市街地があることは、治水上の課題なので書いておくべきです。	土谷委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	5 〔具体の修文案〕※前回修文したが、委員会での再協議を経て再修文したい 前回の修文では、密集市街地全域が堤防上に展開するなど修文することを期待したのではなく、たとえ一軒の家あっても堤防法面にあれば重要な現状と課題であるが、ましてや密集市街地が少なからず展開している現状は、今回の整備計画に載せられない課題であっても重要な課題として認識していることを記載すべきである。 〔修正の理由〕 現状と課題の章において、堤防上に少しでも密集市街地が展開することはたとえ小段の下であっても重要な現状であり課題である。ここでは河川湾曲部の危険側である。	佐々木委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	6 〈P. 46 第2段落〉 〔具体の修文案〕記述の意味の確認 ●「堤防や高水敷上の樹木に配慮したうえで」 ●・・・樹木の扱いについて地域住民の理解と協力を得るように・・・。 〔修正の理由〕 ●「堤防や高水敷上の樹木に配慮したうえで」は「周知を図る」にかかる修飾句という理解でよいですか。 ●樹木の扱いについて住民に期待する「協力」とは具体的には何でしょうか。（工事への協力はわかりますがここは扱いへの「協力」。同様に「理解と協力」で記述される雨水貯留、水田、森林等と違って、所有者ではないので住民が求められる協力の内容がよくわかりませんでした。） 【8-3に関連】	中川委員	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	7 [具体の修文案] 市街地との一体施行が必要な本件ケースや、阪神橋梁のかさ上げなどはリードタイムが長くかかり、今次計画の期間中に具体的な調整や検討を行わないと、災害でも起きて大きな被害が出ない限り永久に実現できない。1-4章の本文に記載するか、継続検討課題として記載するか、今後の論点である。	委員長	未	未	
		県修文	—	—	第57回流域委員会において、3名の委員から、耐越水堤防について意見書が出されました。これに対して、「耐越水型堤防ではありませんが、越流に対して少しでも堤防を粘り強くする「巻堤（ブロック等で堤防を被覆する工法）」についても検討します」と回答しました。このことを踏まえて加筆修文します。 またこれに伴い、文章構成についても修文します。	あり(P39)(P46)	A
		修文意見書(7/12)	1 <P39 ⑤下流部築堤区間及び支川の堤防強化> 「洪水に対して少しでも堤防を粘り強くするための工法・・・」 →「・・・対しても、破堤に耐えうる堤防強化工法に・・・」 〔修文の理由〕本文は将来的予測を表現（努力目標） 【9】の修文にも関連	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P39)(P46)	
①	堤防強化	修文意見書(7/12)	2 <P.46 堤防強化> (最終段落の次の段落として追記)なお、安全度の低い4.4km区間の湾曲部における堤防法面上に展開する密集市街地指定区域については、今後、国土交通省指定の重点密集市街地に順次指定された際に、流域市および都市部局との連携により補助スーパー堤防化していけるよう準備を進める。 〔修正の理由〕 下流築堤区間で最も安全度が低い4.4kmの区域内の湾曲部である堤防法面上に密集市街地に指定されている地区が展開していることは大きな課題である。この実態については、第2節の現状と課題の章の「ア 下流部築堤区間 (P.15)」「②堤防強化 (P.17)」の項にも記載し、当該堤防強化の箇所を追記しておくべきである。今期の堤防強化ではドレーン工法等の浸透対策や護岸工による侵食対策、巻堤等の対策の実施で対応し、手当てしておくにしても、重点密集市街地の整備事業が行なわれる際には同時に補助スーパー堤防化することによって下流域の最も危険な箇所の安全度を今ある技術の中での最高レベルにすることができる。 【9】の修文にも関連	佐々木委員	超過洪水に対しては、「堤防が決壊しにくくする工法」を検討し、技術的に可能なものから実施する旨を記載しています。あえて実現の目処が立っていない補助スーパー堤防を限定的に特筆する必要はないと考えています。	なし	A
35	堤防強化	修文意見書(7/12)	新たな章への検討課題項目である既存ダム、新規ダムに加えて堤防法面の重点密集市街地整備を兼ねた補助スーパー堤防の検討を記載すべきである。…審議されていないため未修文 〔意見追加の理由〕 いずれ訪れる重点密集市街地への指定により、堤防法面は整備されることになる。この	佐々木委員	超過洪水に対しては、「堤防が決壊しにくくする工法」を検討し、技術的に可能なものから実施する旨を記載しています。あえて実現の目処が立っていない補助スーパー堤防を限定的に特筆する必要はないと考えています。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			チャンスを生かして最も安全度の低い堤防を手当すべきである。従来の密集市街地整備事業のほかに河川防災ステーション、道の駅、阪神電鉄の架け替えや阪神武庫川駅周辺の中心市街地活性化事業や国道2号線の架け替え等、可能性のある多角的な整備事業の組み合わせを協議の上、本文に記載しておくべきである。				
5	堤防強化	流委発言⑩	堤防の樹木の取り扱いについては、後日提出する意見も含めて修文の検討をしてほしい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P17) (P46) (P63)	A
6	堤防強化	運委発言102	堤防強化のため、ドレーン工法をするにあたって、堤防の樹林とどう折り合いをつけるかを計画に書き込む必要がある。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P17) (P46)	A
7	堤防強化	論点意見書16	耐越水型堤防の実証的技術確立が急がれていることを課題として認識(明記)した上で、それに基づき国・研究機関に対して早期の実証的技術確立の努力を求めて頂きたい。また、修文までは求めないが、常に新しい技術の活用を視野に入れておく姿勢を持ち続けて欲しい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P17)	A
8	堤防強化	論点意見書16	巻堤の検討は大いにやって頂きたい。ただ、一般的な巻堤をそのまま築堤区間に持ち込むのは景観上の課題も容易に想像できるので、技術的工夫に挑戦して欲しい。具体的な区間は今後の検討に委ねざるを得ないが、減災対策検討会で私から提案した市街地側のリスク評価の考え方も念頭において検討できないか一考願いたい。堤防そのもののリスク要因としては、橋梁、旧河道箇所等さまざまな要因があり、それらと市街地側のリスクとの複合的なリスクの観点である。このこと自体は減災対策の今後の課題でもあるが、超過洪水対策としての越水対策を考えるのであるから、巻堤の検討時には市街地側との関係を含めて検討して頂きたい。修文としてはこれらを踏まえ、もう少し強く表現できないか。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P46)	A
		論点意見書16	堤防強化工事を実施する際に、既に説明されているようにH.W.L.までの対応で一律限定するのではなく、可能な箇所については堤防天端までの実施を頂きたい。具体的には、遮水シート等をH.W.L.を上端とするのではなく、堤防天端までの施工を検討・実施されたい。この趣旨での原案の修文が可能であれば対応されたい。(最低限、実施時の詳細として引き継いで頂きたい)。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P39) (P46)	
9	堤防強化	修文意見書(7/12)	1 <P46ページ ⑤下流部築堤区間の堤防強化> 7/12案:・・・越水対策の実施についても検討する。 修正案:・・・越水対策の実施について検討し、技術的に可能なものから実施する。「もの削除と「実施する」で終る文章) 〔修正の理由〕 「検討する」で終る文章では修文前より後退した印象を与える。実際には、計画高水位以上の浸透対策、浸食対策、越水対策が明記され充実したのであるから(この点は十分	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P46)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			評価している)、なおさら、後任者がこの意図を正しく理解できるようにして頂きたい。				
10	堤防強化	論点意見書 16	原案46ページの図4.1.17で「施行の場所」が示されている。堤防強化検討区間(赤色の線)として全区間が示されているが、この本文に“堤防強化検討区間”に相当する表記がないために本文と図の対応関係が一読ではわからない。委員会で県から何度も明言されている「築堤区間全区間14.4kmを対象とした堤防強化の実施」が一読してわかる記載に改めて頂きたい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P46)	A
		論点意見書 16	「所定の目標となる基準安全率を満足すべく10年を目標に実施する」(第61回答弁)旨は了解しているが、「安定計算の信頼性」の問題として指摘(「河川堤防」中島秀雄、2003年)されるように、安全率はあくまでも目安であって絶対視できる性質の値ではない。ひとまず浸透による安全度が1.2を下回る区間4.8kmを優先実施し、その後侵食・浸透に対する対策を実施するとして(ここまです10年を目標)、その次の段階で、14.4kmで武庫川においてはどの水準を目指すべきか、どの水準が社会的に求められる安全性に相当するのかを常に考えながら施工を進めて頂きたい。この趣旨が、例えばモニタリングの項の記載に含意されているのであれば修文までは求めないが、この点は次期整備計画に向けての検討課題の一つであることを認識して頂きたい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。 (ご指摘の「社会的に求められる安全性」とは、計画高水位のみに限定しない堤防強化対策によって得られる安全性であると認識した上で、修文を検討します。)	あり(P46)(P53)	A
11	堤防強化	修文意見書(8/9)	1 [具体的修文案] [理由] 対応としてp53の表中(3)に「計画高水位以下の洪水に対する」を挿入頂いている(整備の考え方としては前半)。これが、提案事項「社会的に求められる安全性」(計画高水位のみに限定しない堤防強化対策によって得られる安全性)とどのようにリンクしているのか。残りの後半で、対応していく(いきたい)という意味で理解してよいのか(表では主なもののみなので記載がない、だけということ)。 また、堤防強化とリンクした減災対策(水害リスク評価や情報提供等)については、実施段階で十分留意して頂くことを条件にして再修文意見は出しません。必ず、実施段階に引き継いで下さい。	中川委員	計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくするための堤防強化については、計画高水位以下の浸透・侵食対策が完了した後に、技術的・経済的に可能なものから実施することとしています。実施内容や箇所数が未定の対策に具体的な工程を入れることは避けた方がよいと考え、ここでは、主な対策として、計画高水位以下の浸透・侵食対策のみを掲載しました。 堤防強化とリンクした減災対策については、実施段階で留意します。	なし	B
		修文意見書(8/17)	2 [具体的修文案] 計画策定時に委員と県が言葉の意味を理解し合うだけで済む場合と済まない場合がある。この場合は、県が記載しているような主旨を記載すればいいのではないかと?	委員長	未	未	
12	堤防強化	論点意見書 16	堤防強化によって誤った安心感を地先住民に与えないで欲しい。堤防強化の工事をするからもう安心、という間違ったメッセージ発信は絶対にしないよう心がけて頂きたい。むしろ、堤防の安全性向上には常に努力を要するのだと、堤防強化のタイミングを減災メッセージの発信機会として活かして頂きたい。(本項は、具体的な修文指摘箇所はない。趣旨から必要	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。 (ご指摘の内容は、地域住民への事業説明やリスク認識の向上を図る際の留意事項であると認識した上で、修文を検討します。)	あり(P46)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			を認めれば修文されたい。修文しない場合でも実施段階へ継承頂きたい。)				
13	堤防強化	論点意見書 16	<p>3、堤防強化の課題修文への具体的提案（第60回資料4-1の37番について）</p> <p><整備計画原案></p> <p>前述の「徹底的な情報公開と説明責任」「工夫と技術の研鑽と蓄積」をどのように果たすかの具体的方法論を踏まえた方向性の明記が、原案には必要である。下記に提案する具体的方法論は方向性の明確なイメージづくりのための提案であり、これら具体名が整備計画に記載されるというよりはこうした具体策を前提イメージとした方向性を明記することを求める。</p> <p>(1) 樹木伐採理由と整備イメージの具体的で丁寧な説明の実施</p> <p>(2) 武庫川堤防樹木管理指針（仮称）の試作・運用</p> <p>(3) 堤防強化の必要性の丁寧な説明</p> <p>(4) 現地での説明掲示</p> <p><推進計画（県原案）></p> <p>(1) 減災対策として各基礎自治体での整合性の検討</p> <p>川との付き合いにおいて、景観も欲しいが治水の安全性も欲しいという“いいとこ取り”はできないという認識、少なくとも各市が踏まえた上で推進計画を取り纏め、推進する必要がある。</p>	中川委員	<p><推進計画（県原案）></p> <p>ご指摘の「景観も欲しいが治水の安全性も欲しいという“いいとこ取り”はできないという認識」の件については、実施時の留意事項として武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）の中で流域各市と共有します。</p>	なし	
		修文意見書 (8/9)	<p>1 <p64-2 3 モニタリング 1 段落目 追記></p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p>蓄積し、河川計画… ⇒ 蓄積し、<u>あわせてこれらデータを用いた管理技術の蓄積と向上に努め、河川計画・河川管理に役立てる。</u></p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>2本の意見書（6/29付）で求めた「技術の研鑽と蓄積」に応じて頂きたい。</p> <p>【確認事項】</p> <p>意見書で提案した樹木管理指針（仮称）の検討は、p63の③に含意されていると理解してよいのか。</p>	中川委員	<p>ご意見の趣旨を踏まえ修文を検討します。</p> <p>【確認事項】につきまして、樹木管理指針（仮称）の検討は、p63の③の「適正な樹木管理について検討する」に含意されています。</p>	あり (P64)	
14	堤防強化	論点意見書 19	<p>西宮市等にとって武庫川の緑地帯は都市計画上も景観形成上も、市民生活にとっても重要な資源である。</p> <p>そのため堤防強化工事に先立ち、①堤防上の緑地について現況調査、景観形成上の評価分析の実施②緑地環境に関わる自然環境調査の実施③市民及び専門家参加による調査結果及び評価をもとにしたWSの開催と工事原案に対する評価と代替案の作成④工事概要の周知徹底⑤工事中のモニタリングなどを行う必要がある。このような基本的内容を整備計画原案の中に盛り込み修文する必要があると考えます。</p>	田村委員	<p>④についてはご意見の趣旨を踏まえて、修文を検討します。</p> <p>①、②、③、⑤については、堤防強化工事に関する地域住民との合意形成の過程において必要性が生じた場合に、実施を検討します。</p>	あり (P46)	A
20	堤防強化	運委発言 104	P46のドレーン工法の図面の樹木については、現場の状況を踏まえたものにすべき。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P46)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
21	堤防強化	運委発言 104	P46のドレーン工法の図面の下に、工法の説明を追加すべき。	川谷委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P46)	A
22	堤防強化	運委発言 104	資料編の中に、工事後の樹木や景観の状況が変わるのか分かるようなものをいれてほしい。	土谷委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P46)	A
23	堤防強化	運委発言 104	「高水敷きや堤内地の樹木に関して工事にあたっては十分配慮して維持に努める等」本文に記載すべき。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P17)(P46)(P63)	
		修文意見書(8/9)	1 <p46 ⑤下流部築堤区間の堤防強化(南部橋～仁川合流点) 2段落目 修正> [具体の修文案] <u>工事の際に伐採が必要となる樹木や樹木の扱い方について…</u> [修正の理由] 現在の修文では「工事のために必要な樹木」の伐採と誤解される可能性がある。また、樹木や樹木の扱いに対して十分な配慮をする必要があることを強調するような文章に修正すべきと考える。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P46)	
25	堤防強化	修文意見書(7/12)	原案 p. 39 (上3行の次に追加) <u>⑥潮止堰撤去に伴う外海からの津波、高潮による影響の検討</u> <u>潮止堰撤去に伴う外海からの新たな津波・高潮外力が下流部築堤区間および掘込区間の堤防や掘削断面に及ぼす影響を検討し、対策の目標を基本的に見直す。</u> 〔意見追加の理由〕 潮止堰撤去を原案に入れる以上、新たな外力となる高潮・津波による防災のあり方を検討するのは当然のことである。	村岡委員	【第105回運営委員会で議論済】	なし	A
34	堤防強化	修文意見書(7/12)	堤防の景観として審議が集約されていないことから未定。 〔意見追加の理由〕 河口から宝塚までの武庫川の堤防に残るマツの風景は、かつて浮世絵に描かれたり文豪が句を詠んだり歴史ある武庫川の景観の一要素であるとともに、昔の水害防備林であった可能性がある。西宮の浜から夙川～芦屋の浜にあった松林はかつて潮害防備林(防潮林)であったものが河川に沿って水害防備林になったのではないかという説もあり、詳しく調査してみたいと思うが、古来受け継がれてきた重要な景観の要素であり、保全すべき遺産のひとつであると考えている。	佐々木委員	意見追加の理由の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P17)(P46)(P63)	A
121	堤防強化	修文意見書(7/28)	<p 39 ⑤下流部築堤区間及び支川の堤防強化 修正> <u>⑥下流部築堤区間及び支川の堤防強化(本川:南武橋～仁川合流点、支川:天王寺川、天神川)</u> 武庫川下流部の築堤区間及び沿川が市街化した天井川である天王寺川、天神川において、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して <u>十分な安全性を確保するよう努める。</u> 〔意見追加の理由〕 ④の新設により番号変更。「十分な」は達成し得ない目標に付き削除修正。	奥西委員	修文の意図が不明であり、また修文の必要もないと考えます	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
186	堤防強化	修文意見書(8/17)	〔具体の修文案〕 P.46 ⑤下流部築堤区間の堤防強化 第2段落の2行目 〓〓〓 工事の際に伐採が必要な樹木の扱いについて〓〓〓 ⇒ 〓〓〓 伐採が必要になる 樹木や樹林の扱い〓〓〓 【5,6,8にも関連】	委員長	未	未	B
9	既存ダムの活用	⑦63	<p25 22行>千苺ダムの洪水期ゲート全開運用の運用開始時期の明記	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P25)	A
10	既存ダムの活用	⑦49	<p2 18行>千苺ダム・新規ダムの建設は・910m3/sの確保に向けた選択肢であるが、→ 選択肢のひとつであるが <u>ひとつ</u> を挿入する。千苺ダム・新規ダムだけが選択肢のすべてであるように読めてしまう。	中川委員	千苺ダムの治水活用と新規ダムの建設は、基本方針における洪水調節施設の分担量である910m3/sの確保に向けた選択肢であることは、誤りではないと考えていますが、その他に選択肢が無いとの誤解を与えるのであれば、修文を検討します。	あり(P2)(P34)	A
		修文意見書(7/12)	1 千苺ダムの積極的な活用は多くの困難な問題があるにしても、今後継続検討してゆべき価値のある課題であって、ここで中断させるべきではない事を提案する。 〔修正の理由〕 千苺ダムの継続検討を提案する。	岡田委員	これまでの委員会でも説明しておりますが、河川整備計画(原案)P3 「2洪水調節施設の継続検討」、P48 「③洪水調節の継続検討」で、継続検討する旨記載しております。	なし	C
178	既存ダムの活用	修文意見書(8/17)	<P.48 ③洪水調節施設の継続検討 3行目 追加〕 〔具体の修文案〕 910m3/sの確保に向けた選択肢であるが、 ⇒910m3/sの確保に向けた <u>選択肢のひとつ</u> であるが、 〔意見追加の理由〕 過去の修文漏れと思われます。同様の記述はすでに修文済み。	中川委員	未	未	B
4	既存ダムの活用	流委発言②	県のほうでも、これまでの既存ダムの議論を踏まえて、どういう修文の可能性があるかということを考えていただきたい。	委員長	委員会からの新たな提案とこれに対する県の考え方を記載した資料を資料編に添付することを検討します。	資料編対応(添付資料6)	
32	既存ダムの活用	修文意見書(7/12)	千苺ダムの治水活用については継続検討の扱いでよいが、検討課題あるいは検討項目をもう少し具体化して、それをどこかに挿入できないか。 継続検討の扱い事項が多く出現し、しかもそれらの記述が長くなることは、ここに明確化した整備計画の目標、内容、それを達成するプロセスなどを弱めないか、また、先送りする印象を与えないかなど考えざるを得ないところもあるが、地球温暖化や社会の変化など変化の時代をふまえると、継続検討を絞って、かつ、いくつかのキーワードで検討項目を付記することは整備計画策定にあって許されるものではなかろうか。 そういう意味で千苺ダムの治水活用について考えてみた。 法的な基盤にてらして既存不適格(?)を改善する。 既存施設のストックを活かすとともに、その能力をできるだけ幅広く引き出すことを旨として、治水容量の確保と容量再編成も可能とすべく、ダム再開発事業として位置付けられないか。 そのためには神戸市との調整・協議を含め、たとえば、	池淵委員	千苺ダムの治水活用についての継続検討の内容は、資料編に添付済みです。 なお、委員会からの新たな提案とこれに対する県の考え方を記載した資料を資料編に添付することを検討します。	資料編対応(添付資料6)	B

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水リスクの存在とその軽減を図る方策 ・ 治水容量の規模と予備放流方式の検討、そのためのデータ収集と可能性検討 ・ ダム本体のゲートおよび既設洪水吐の構造的改造、そのための技術的検討及び事業費の検討 ・ それに伴う環境調査および付加的機能として下流河川の環境改善 ・ 事業中の代替水源と水融通 ・ 事業費とその分担とあわせ、受水市町の水道料金を含めた合意など。 				
		修文意見書(8/17)	<p>1 [具体の修文案] 千苺ダムの治水活用についての継続検討の内容は資料編に添付済みとのことで、資料編対応でどうかということであるが。</p> <p>[修正の理由] 資料編のイメージからすると、継続検討項目がやや陰の形で埋没してしまう感がする。千苺ダムの治水活用は、委員会での議論、水系の治水レベルをアップする一つの手立てとして治水容量を組み入れたダム再開発としての位置付け、可能性の視点をふまえると、整備計画の中に、ここで掲げたキーワードをいくつか包含して継続検討であることを陽の形で位置付けられないか。あるいは、他の継続検討項目とも合わせ、資料編よりも前に打出せないか。そして、これら継続検討項目について、どの程度、どのような形で議論、検討したかを県の検討資料と合わせ、資料編の後段に入れるという枠組みは考えられないか。</p>	池淵委員	未	未	
		修文意見書(8/17)	<p>2 千苺ダムの治水活用は、「資料編」対応だけでは済ませられない。別途、論点審議の中でしかるべき方策を探る。</p>	委員長	未	未	
37	既存ダムの活用	修文意見書(7/12)	<p>〈P2 千苺ダムの治水活用や新規ダム建設の課題〉 [意見追加の理由] 千苺ダムの課題は「最近の少雨化傾向を…合意形成に」の記述のみが挙げられているが、課題はこれだけに限られるのか。</p>	佐々木委員	千苺ダムの課題は、参考資料「既存利水施設の治水活用についての検討状況」に具体的に記載しています。	なし	A
38	既存ダムの活用	修文意見書(7/12)	<p>〈P3 洪水調節施設の継続検討〉 [意見追加の理由] 「計画上の取扱いについて検討する。」の表現では一般住民には何のことか理解できない。</p>	佐々木委員	この表現の意味については、第55回流域委員会で説明しておりますが、千苺ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等についても引き続き検討を進め、一定の方向性が見つかった場合には、その時点の判断で、次期以降の、あるいは、早ければ今回の整備計画を変更して位置づけるといったことを検討するという意味です。	なし	B
		修文意見書(8/17)	<p>1 [具体の修文案] 既存ダムの活用は将来避けて通れない問題と考える。これについては、他の章でもっと具体的に記述すべきである。</p>	岡田委員	未	未	
		修文意見書	<p>2 [具体の修文案] 別途論点審議の中で具体的方策を検討すべきである。</p>	委員長	未	未	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		(8/17)					
55	既存ダムの活用	修文意見書 (7/12)	<p>〈P18 ⑤ 洪水調節施設の整備 追記〉 現状として、丸山ダムがこれまでに運用してきた事前放流が治水への活用につながっていたことや母子大池が青野ダムの利水と関わってきたことを追記する。…まだ審議していないので未修文 〔意見追加の理由〕 洪水調節施設が治水・利水に関わってきた現状を記述しておくことが望ましい。</p>	佐々木委員	<p>丸山ダムでは、水位を下げて運用しておりますが、これは、洪水時のゲート操作の遅れを回避することが目的であり、治水効果を期待するものではありません。 また、母子大池と青野ダムの利水との係わりについては、既存資料による確認や、県の関連事務所、三田市役所への問い合わせも行いましたが、事実関係は分かりませんでした。 このため、これらのことについて追記することはできません。 なお、当該箇所は、河川管理施設の整備について記載するところであり、河川管理施設以外の丸山ダムや、母子大池の治水活用について記載するところではありません。</p>	なし	A
80	既存ダムの活用	修文意見書 (7/12)	<p>〈P48 ② 青野ダムの活用〉 上流のため池である母子大池が利水容量の補填にどれほど貢献することが可能であるのかを放流可能量を含めて確認の上、利水容量の補填を目指した連動について追記する ⇒未審議であることから未修文 〔意見追加の理由〕 既存ダムと連動可能なため池を駆使し、極力支流の水は支流で治め、本川と支川のバランスがとれるよう努力することにより、支流でのゲリラ的な集中豪雨に対応する。</p>	佐々木委員	<p>第 62 回委員会で、他の委員（池淵委員、川谷委員）からもご意見がありましたように、母子大池は、現在、使われている施設であり、絶えずダムの利水容量の補填ができるとは言えません。このため、既存ダムとの連動について追記することはできません。</p>	なし	A
(5)	既存ダムの活用	整理表 ㉓	千苺ダムの既存不適格の問題については、34 年放置されており、ダムの安全性に不安を生んでいるため解消が必要である。そのための対策を盛り込む必要があるのではないか。	—	<p>千苺ダムの安全性に関する基本的な考え方については、添付資料 2 に取りまとめています。 また、現行の構造基準を満たしていない施設に対する指導については、修文を検討します。</p>	あり (P64)	B
		修文意見書 (8/17)	<p>1 〔具体の修文案〕 P. 64-1 (5) 占用許可工作物への適切指導 4 行目 ^^^ 基準を満たしていない施設千苺ダムについては^^^ 【109】にも関連】</p>	委員長	未		
109	既存ダムの活用	修文意見書 (7/28)	<p>〈p25 (1) 正常流量の確保 末尾 追記〉 洪水期にゲートを全開にして貯水位を下げる運用を行っている。しかし、千苺ダムの設備は必ずしも現基準には適合しておらず、整備計画期間中に是正することが必要である。 〔意見追加の理由〕 修文案に記載の通り。</p>	奥西委員	<p>現行の構造基準を満たしていない施設に対する指導については、修文を検討します。</p>	あり (P64)	
(7)	遊水地	整理表 ㉓	武庫川上流浄化センターの更新工事が始まるまでにまだ 10 年以上ある。将来の検討課題として、もう少し遊水地を広げていく方向を計画の中に盛り込んでおくことが必要ではないか。	—	<p>遊水地面積を更に広げるには、下水道施設の維持管理に支障がないこと、増設・改築計画等の将来計画と整合が図られていることが前提となります。整備計画原案の遊水地整備は、将来の下水道計画を踏まえ、下水道施設を除いた最大限の敷地を遊水地用地として活用する計画です。整備期間前期に完成を目指すとしていることも踏まえると提示案に</p>	なし	C

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
					より整備をすることが妥当であり、現時点では、これ以上遊水地の面積を広げることができません。		
11	流域対策	⑤ 76	「表 2.2.1 開発行為の規則と森林整備の推進に関する施策」の「規則」及び「施策」の前に「主な」を挿入する。(規則についても他法令もあり、森林整備についても他の施策がある)	加藤委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P20)	A
12	流域対策	⑤ 78	武庫川の上・中流域に占める森林の面積は広範囲を有し、総合治水に於ける森林の持つ水源涵養機能(貢献度)は諸要因の設定要素複雑で、数値化することは困難とされているが、「緑のダム」としてその機能は大きい。 ゆえに保水と流出抑制が持続的に確保される山づくりとして、森林が適性に管理運用するために、「県民緑税」が活用されていることの記載が好ましい。 (注) 本文 P54 にも記載があり重複するがあえて強調する。	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P19)	A
		修文意見書 (7/12)	1 <P19 ウ 森林の保全と公益的機能向上> ・・・遅れた人工林や一斉に広がる高齢人工林の・・・ 〔修文の理由〕「一斉に広がる」という表現は、年代的に古木化する高齢人工林が増加する意図を示すものと考えますが、一般県民には理解しにくいのでは。	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P19) (P20) (推進 P6)	
13	流域対策	⑤ 79 修	<p39 9行>流域市等と連携して、住民の理解と → 森林所有者の理解 森林の保全に必要なのは、森林所有者の理解(県民緑税の投入という点では更に県民の理解)。森林所有者でない周辺住民の理解は望ましいが必須条件ではない。最も大変な「住民の理解」を気安く使うものではないのではないか。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P39)	A
14	流域対策	⑤ 120 修	<p54 26行>保水・貯留機能の保全の項、「里山林の再生」は目的が異なるので削除。 県民緑税使用の里山防災林は妥当だが、「里山林の再生」は生物多様性の観点で実施されるもの。(ここでいう里山林の再生は雑木林伐採管理を意味すると思われる、それならば保水・貯留機能の観点では逆の作用になる)	中川委員	管理放棄された里山林は、常緑樹やツル植物、竹林の増加侵入により、林内が暗く、水土保持機能が低下しています。県が進める「里山林の再生」は、腐葉土等により森林土壌の発達が期待されるコナラ等の広葉樹を保全し、林内の光環境や多様性等を阻害する不要木を伐採する整備であり、保水・貯留機能向上が期待できるため、「里山林の再生」の記述も妥当と考えています。	なし	
		修文意見書 (7/12)	1 原案 p54 「里山林の再生」の削除 推進計画 p6 「荒廃が進む里山林の整備」⇒「里山防災林」 〔修正の理由〕 森林が有する多様な機能を、河川計画においてどのように位置づけるかは、基本高水の議論とも関連して委員会前半の重要で大きな論点の一つであった。イメージによる議論ではなく科学的知見に基づいた議論をするために、河川工学と森林水文学の専門家を招いた公開勉強会(リバーミーティング特別企画)も設け冷静な審議運営に努めてきた。その結果として、森林に期待する洪水緩和機能と水源涵養機能は森林水文学の最新知見に拠っても科学的に明らかになっていないこともまだ多く、定量的な位置づけはもちろん、定性的にも河川計画上に位置づけることは相当	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P54) (推進 P6)	

整理 番号	項目	意見 区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無 (該当頁)	整理 状況
			<p>に困難であることを共通理解としてきた経緯がある。樹種（人工林、雑木林）による相違を明らかにする知見も見当たらず、かろうじて、森林としての総量を減らさない努力と特に土壌流出防止の観点から人工林の適切な管理を定性的に位置づけ、今後の調査研究とデータ蓄積を提言することに留まらざるを得なかった。</p> <p>流域森林面積のうち大面積を占める雑木林（里山林）について水源涵養機能を目的とした適正な管理方法について科学的な知見は得られておらず、提言から4年経った現在の最新の知見でも得られていない。原案で「里山林の再生」を位置づけているのは「保水・貯留機能の保全」でこれは水源涵養機能を意味していると思われるが、水源涵養機能には森林の持つ蒸発作用と平準化作用がプラスとマイナスで作用しそのトータルの結果としてあらわれることから、伐採の有無と水源涵養機能の関係は単純な関係にはない。伐採によって水源涵養機能が単純に向上するのは、伐採しないと土壌が流出する場合に限られる。また、洪水緩和機能の点からは水消費型の森林であることのほうが有利であり伐採しないほうが有利になる（以上、森林水文学の知見）。従って、原案で期待しようとする水源涵養機能に対して、「新ひょうごの森づくり」で推進する「里山林の再生」を科学的根拠を持って説明することは極めて困難である。よって水源涵養機能を目的として原案に記載すべきではない。河川対策については河川工学に拠る科学的・技術的な一定の根拠に基づき示されていることからすれば、定性的範囲の記述とは言えこのような科学的根拠を欠いた記述を含めることは、原案全体のレベルを疑わせる。</p> <p>里山林の再生は、基本方針・環境に関する資料の記述にあるように「多くの県民が自然とふれあう場」や「利活用」あるいは生物多様性（県が主張するように光環境や生物多様性）といった機能を実現するために実施されていくものと解すべきである。</p> <p>県がどうしても「里山林の再生」を水源涵養機能に位置づけたいのであれば、森林水文学の知見に基づく科学的根拠を委員会に提示し説明する責任がある。また、その場合には、森林の機能を河川計画においてどのように位置づけるかに遡って議論し直すことになる可能性があることを踏まえて頂きたい（私は遡及する再審議を望みません）。</p> <p>なお、森林水文学の最新知見を含めて確認した上での意見であることを付記する。</p>				
		修正意見書 (8/9)	<p>2 <u>〈推進計画 p6 2 森林保全と公益的機能向上 1 段落目 追記〉</u> <u>〔具体の修正案〕（推進していく。）なお、間伐材等の林地での放置は豪雨の時、下流へ流され河川橋梁等で流水を妨げ、水害被害を拡大する原因となるので、管理に注意が必要である。</u> 〔修正の理由〕 （流木による被害を防止するため）との記述はあるが、もう少し注意を促す記載が必要と考える。</p>	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえ修正します。	あり (推進 P6)	